

令和元年 12月23日

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画等について

文化庁ではこの度、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」の決定、文化財の防火対策ガイドライン（※）の改訂を行うとともに、世界遺産である史跡等に所在する防火施設等の緊急状況調査結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

※「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び
「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」

<担当>

【国宝・重要文化財（建造物）等についての問合せ先】

文化庁 文化資源活用課

課長	伊藤 史恵
課長補佐	菊地 史晃
文化財調査官（整備活用部門）	梅津 章子
企画係長	手嶋 一了

電話：03-6734-4111（代表）

03-6734-2864

【国宝・重要文化財（美術工芸品）についての問合せ先】

文化庁 文化財第一課

課長	田村 真一
調査係長	依田 浩崇

電話：03-6734-4111（代表）

03-6734-3154

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画について（概要）（令和元年12月23日文部科学大臣決定）



1. 趣旨等 / 2. 計画期間

- 我が国の貴重な国民的財産である文化財を確実に次世代に継承するため、総合的・計画的な防火対策を重点的に進める計画を策定。
- 計画期間：令和2～6年度までの5か年（令和元年度に一部前倒しして実施する場合を含む。）

3. 基本的な考え方

- (1) 国宝・重要文化財（建造物）/ 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策に係る基本的な考え方
防火対策ガイドラインに基づく点検結果を踏まえ、各文化財の特性、管理体制、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して検討・実施。
対策の進捗状況を適時確認。

< 留意事項 >	
防火対策ガイドラインに基づく点検の結果必要とされた防火設備は整備 火災の早期覚知、初期消火対策、管理体制に応じた夜間などの対応を検討 敷地外も含めた整備が必要である場合、関係機関等と連携・協議 防火設備の厳選、効果的・効率的な整備手法導入により、コスト縮減	実地調査等により毀損や不具合が確認された防火設備は整備 来訪者の人的安全性確保の観点からも検討 文化財の特性等を踏まえた適切な防火設備であるか検討 日常的な火気管理、各種訓練の実施等、ソフト面でも取組推進

- (2) 史跡等に所在する建造物の防火対策に係る基本的な考え方（（1）の国宝・重要文化財（建造物）に準じる。）

4. 重点整備対象・重点整備内容・重点取組内容

(1) 重点整備対象	(2) 重点整備内容（ハード面）	(3) 重点取組内容（ソフト面）
世界遺産又は国宝（建造物）	毀損・不具合がある防火設備の整備等 早期覚知のための警報設備等の充実 初期消火対策の徹底（スプリンクラー設備等の自動消火設備等） 周囲からの延焼防止対策の充実（放水銃、ドレンチャー設備等） 管理体制に応じた防火設備の整備等（易操作性の消火栓設備等）	防災計画の策定や設備の定期点検、当該設備等を用いた訓練、自主防災組織や近隣の人々との連携のもとでの定期的な防災訓練の実施等
国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（老朽化・不具合等が確認されたもの）	毀損・不具合がある防火設備の整備等 早期覚知のための警報設備等の充実 初期消火対策や延焼防止対策の充実 文化財の特性に応じた防火設備の整備 管理体制に応じた防火設備の整備等	防災計画の策定や設備の定期点検、防災訓練、文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等

5. 所有者等や地方公共団体に期待する役割

- (1) 所有者等 防火対策ガイドラインの活用、日常的な火気管理、出火防止策の徹底、防火設備の整備、各種防火訓練、適切な保守点検や維持管理 等
(2) 地方公共団体 国、所有者等との連携の下、各地域における総合的かつ計画的な防火対策を策定するなど、各地域の実情を踏まえた積極的な関与
（文化財等に関する専門的知見の活用、随伴補助の実施や寄付等による民間資金の確保、効果的・効率的な整備手法の導入についての助言等）

令和元年12月23日

文部科学大臣決定

1. 趣旨等

文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産であり、将来の発展向上のためになくてはならないものである。また、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められる。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することができず、こうした貴重な文化財を確実に次世代に継承するに当たっては、防火対策は欠くことのできない取組である。

文部科学省・文化庁（以下単に「文部科学省」という。）としては、これまで、国宝・重要文化財の防火対策について、建造物防災耐震対策重点強化事業や美術工芸品防災施設事業等、文化財防火運動の展開（文化財防火デー）等を通じて、災害や故意の毀損等から文化財を護るための対策を講じてきたところである。

しかしながら、平成31年4月に発生したノートルダム大聖堂の火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果（令和元年8月8日公表）やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、自動火災報知設備や消火設備等についての老朽化・不具合等が確認されたほか、火災等の緊急時に対応できる人員について、特に、夜間など時間帯によって管理体制に脆弱性が見られることや、訓練等の実施が必ずしも十分な状況ではないことが確認された。

また、10月31日に国指定の史跡であり、世界遺産でもある首里城跡で火災が発生し、首里城正殿等が焼失した。史跡等に所在する建造物（復元建造物を含む。）や建造物群（以下「史跡等に所在する建造物」という。）は、国宝・重要文化財に指定されていなくても、往時の姿を伝えるものであれば、来訪者にとって史跡等の文化財的価値や歴史的事実を理解することに資するとともに、史跡等の魅力向上につながる重要な役割を果たすものであり、防火対策は重要な取組となる。

ノートルダム大聖堂での火災や先般の首里城跡での火災などの惨事が、他の国宝・重要文化財や史跡等に所在する建造物で生じないように、緊急状況調査結果等を踏まえ、文部科学省では、特に価値の重要性にも鑑み、世界遺産又は国宝（建造物）や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等、さらに世界遺産となっている史跡等に所在する建造物について、総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定し、以下のとおり計画期間中における重点的・計画的な取組を進めることとする。

2．計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年（ ）とする。
（ 令和元年度に一部前倒しして整備を実施する場合はその期間を含む。）

3．基本的な考え方

(1) 国宝・重要文化財（建造物）の防火対策及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策に係る基本的な考え方

国宝・重要文化財（建造物）を火災から守るためには、個々の文化財の整備が、所有者等の管理責任を前提としつつも、貴重な国民的財産である文化財が火災リスクに対して万全の防火体制が確保されるかという観点から進められることが重要である。また、文化財がそれぞれ異なる特性を持つ建造物であることを踏まえた上で、消防法令に基づく対応に加え、個別に総合的な防火対策を講じる必要がある。

また、国宝・重要文化財（美術工芸品）を火災から守るためには、我が国の美術工芸品の多くが木や紙、布など脆弱な素材によって製作されており、劣化や災害による被害を受けやすいことを踏まえた上で、文化財の実情に応じた適切な保存環境の整備や防火対策の実施が必要である。

このため、文部科学省では、国宝・重要文化財（建造物）の防火設備の整備や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火設備の整備に当たっては、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年9月2日公表、12月23日改訂）に基づく点検結果を踏まえ、各文化財の特性や火災リスク、既に設置されている防火設備等の状況、管理体制等、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して対策を検討し、実施することとする。

なお、各所有者等が検討を行うに当たっては、教育委員会等の文化財担当部局から助言を得ながら、以下の事項に留意した具体的な対応プランが作成されるよう促進することとする。

防火対策ガイドラインに基づく直近の点検の結果、設置等が必要とされた防火設備については、基本的に整備の対象とすること。

特に、整備後30年以上経過し、経年劣化等による機能低下のおそれがある防火設備について、実地調査等により毀損や不具合が確認されたものは整備の対象とすること。また、整備後30年未満の防火設備であって、毀損や不具合が確認されたものについても、整備の対象とすること。

火災の早期覚知、初期消火対策が十分であるか、また、各文化財の管理体制に応じ、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるようになっているか、検討を加えること。

不特定の者が立ち入る場所や移動経路について、来訪者の人的安全性確保の観点からも検討を加えること。

国宝・重要文化財（建造物）について、敷地外も含めて整備することが防火対策上必要である場合には、教育委員会等の文化財担当部局と連携し、消防機関や都市整備

部局等と協議を進めること。

国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等について、例えば、水損による被害が想定される文化財の保管場所にはガス消火設備を設置するなど、文化財の特性等を踏まえた適切な防火設備となっているか、検討を加えること。

真に必要な防火設備を厳選して整備するとともに、効果的・効率的な整備手法の導入を検討することにより、コスト縮減に努めること。

防火設備の整備に留まらず、日常的な火気管理、出火防止策の徹底や防災計画等の策定、設備の定期点検、各種訓練の実施により、ハード・ソフトの両面から防火対策の取組を進めること。

文部科学省においては、上記のような各所有者等の具体的な対応プランを基に、4.のように重点的に整備を進めるとともに、計画期間内の国、地方公共団体、所有者等の取組について、適時進捗状況を確認する。

(2) 史跡等に所在する建造物の防火対策に係る基本的な考え方

史跡等に所在する建造物のうち、歴史的建造物や往時の姿を再現した建造物については、その意匠や構造、材料等を踏まえると、国宝・重要文化財（建造物）における防火対策を参考とすることができる。とりわけ、世界遺産となっている史跡等に所在する建造物については、その史跡等の価値の重要性にも鑑み、(1)の国宝・重要文化財（建造物）に準じて、消防法令・建築基準法令に基づく対応に加え、当該建造物の特性に応じて個別に総合的な防火対策プランを作成する必要がある。

4. 重点整備対象・重点整備内容・重点取組内容

(1) 国宝・重要文化財（建造物）

重点整備対象

国宝・重要文化財（建造物）については、本計画では、緊急的な対応が求められる中、特に文化財的価値が高い世界遺産又は国宝（建造物）について優先して重点的に整備を進める。

重点整備内容

国宝・重要文化財（建造物）の防火設備等の緊急状況調査結果やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、世界遺産又は国宝（建造物）について、防火設備の整備・改修後30年以上経過し、老朽化・不具合の懸念があるものや、整備・改修後30年未満の防火設備を有する建造物であっても、少なくとも一部に毀損や不具合を申告するものがあることが確認された。また、火災等の緊急時に対応できる人数について、特に夜間など時間帯によって管理体制に脆弱性が見られることが確認された。

これらを踏まえ、本計画期間中に、次に掲げる内容について重点的に整備を進める。

- ）経年劣化等による機能低下や毀損・不具合がある防火設備の整備等
- ）火災の早期覚知のための警報設備等の充実
- ）スプリンクラー設備等の自動消火設備等の整備など、初期消火対策の徹底

- ）放水銃、ドレンチャー設備等の整備など、周囲からの延焼防止対策の充実
- ）一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備の整備など、管理体制に応じ、夜間などを含め常時円滑な消火活動を行うための防火設備の整備等

重点取組内容

の防火設備の整備等とあわせて、防災計画の策定や設備の定期点検、当該設備を用いた訓練、自主防災組織や近隣の人々との連携のもとでの定期的な防災訓練の実施、防災協定の締結など地方公共団体との連携の強化等を進める。

(2) 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等

重点整備対象

本計画では、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等のうち、特に緊急状況調査結果やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、自動火災報知設備や消火設備等について、老朽化・不具合の懸念等が確認されたところについて、優先して重点的に整備を進める。

重点整備内容

緊急状況調査結果やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等についても、防火設備の整備・改修後 30 年以上経過し、老朽化・不具合の懸念があるものや、整備・改修後 30 年未満の防火設備を有する施設であっても、少なくとも一部に毀損や不具合を申告するものがあることが確認された。また、保管する文化財の特性等に応じた防火設備の必要性を指摘する意見もあった。

これらを踏まえ、本計画期間中に、次に掲げる内容について重点的に整備を進める。

- ）経年劣化等による機能低下や毀損・不具合がある防火設備の整備等
- ）火災の早期覚知のための警報設備等の充実
- ）初期消火対策、延焼防止対策の充実
- ）文化財の特性等に応じた適切な防火設備の整備等
- ）管理体制に応じ、夜間などを含め常時円滑な消火活動を行うための防火設備の整備等

重点取組内容

の防火設備の整備等とあわせて、防災計画の策定や設備の定期点検、防災訓練、文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等を進める。

(3) 史跡等に所在する建造物

重点整備対象

史跡等に所在する建造物については、今般、史跡であり、世界遺産でもある首里城跡で火災が発生し、復元された首里城正殿等が焼失したことも踏まえ、本計画では、世界

遺産となっている史跡等に所在する歴史的建造物や往時の姿を再現した建造物についても防火設備の整備等を進める。

重点整備内容・重点取組内容

整備内容や取組内容については、世界遺産となっている史跡等に所在する歴史的建造物や往時の姿を再現した建造物における防火設備等の状況に係る緊急点検結果等、さらに、当該史跡等や建造物に特有の事情等を総合的に勘案して検討し、実施することとする。

5．所有者等や地方公共団体に期待する役割

(1) 所有者等

国宝・重要文化財（建造物）の所有者等や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の設置者等においては、関係行政機関等と連携の下、防火対策ガイドラインを活用して具体的な対応プランを作成し、燃焼特性（脆弱性）、出火原因となり得るものの把握や日常的な火気管理、出火防止策の徹底、防火設備の整備、文化財救出計画の策定や文化財救出訓練等について検討・実施することが期待される。

また、防火設備を整備した場合には、所有者や設置者等は、当該設備を用いた訓練や、自主防災組織や近隣の人々との連携のもとでの定期的な防火訓練の実施等を通じて、防火対策をより実効的なものとする必要がある。

さらに、適切な保守点検や安定した維持管理等を通じて、防火設備の機能を確保するとともに、当該防火設備の長寿命化に努めることが期待される。

(2) 地方公共団体

世界遺産又は国宝（建造物）等の所在する地方公共団体においては、文化財等がその所在する地域の文化と密接な関連を有しており、当該地域の歴史や文化を象徴するものとして、地域文化の向上・発展に加え、まちづくり、観光振興等の観点でも極めて貴重な財産であることを十分に考慮した上で、国、所有者等との連携の下、各地域における総合的かつ計画的な防火対策を策定するなど、各地域の実情を踏まえつつ積極的に関与することが期待される。

その際、各地方公共団体が有する文化財等に関する専門的知見の活用に加え、文部科学省において検討する一定の取組を実施する所有者等に対する負担軽減策と相まって、随伴補助の実施や寄付等による民間資金の確保、効果的・効率的な整備手法の導入についての助言等により、所有者等の負担軽減やコスト縮減につなげることが期待される。

国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン

1. 趣旨等

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の発展向上のためにはなくてはならないものです。また、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

この点、国宝・重要文化財（建造物）については、文化財保護法による現状変更の規制及び保存のための措置が義務付けられていることから、建築基準法の適用が除外されています（同法第3条第1項第1号）。また、消防法令上、原則として、規模にかかわらず消火器又は簡易消火用具及び自動火災報知設備を設置しなければならず（消防法施行令第10条第1項第1号及び第21条第1項第1号イ）。さらに、一定の用途に供される場合は、その用途や規模等に応じて対策を講じる必要があります。

しかしながら、国宝・重要文化財（建造物）はそれぞれ異なる特性を持つ建造物であるため、こうした消防法令に基づく対応に加え、文化財の特性に応じて個別に総合的な防火対策を講じる必要があります。

また、史跡等に所在する建造物（復元建造物を含む。）や建造物群（以下「史跡等に所在する建造物」という。）は、国宝・重要文化財に指定されていなくても、往時の姿を伝えるものであれば、来訪者にとって史跡等の文化財的価値や歴史的事実を理解することに資するとともに、史跡等の魅力向上につながる重要な役割を果たすものです。

これらの史跡等に所在する建造物については、消防法令・建築基準法令上、その用途や規模等に応じて対策を講じる必要があることとなります（ ）。一方で、その果たす役割に鑑み、往時の姿を伝えるものなど重要なものについては、本ガイドラインを活用し、国宝・重要文化財（建造物）に準じた総合的な防火対策を講じることが望まれます。

（ ）建築基準法第3条第1項に該当する建築物は、同法の適用除外となります。

本ガイドラインは、平成31年4月に発生したノートルダム大聖堂での火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果（令和元年8月公表）や令和元年10月末に発生した首里城跡での火災により首里城正殿等を焼失したことを踏まえ、国宝・重要文化財（建造物）や史跡等に所在する建造物の所有者等が総合的な防火対策を検討・実施することができるよう、消防庁、国土交通省と連携協力の下、各文化財等の特性ごとに、想定される火災リスク、防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策等をまとめたものです。

国宝・重要文化財（建造物）や史跡等に所在する建造物の所有者等においては、本ガイドラインを活用し、当該建造物の燃焼特性（脆弱性）を理解していただくとともに、防火

設備の整備、訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施し、具体的な防火対策プランを作成していただきたいと考えています。

また、本ガイドラインの具体的な対応策に記載する内容について措置することは、国宝・重要文化財の所有者等が負う文化財保護法上の管理義務を果たすために重要な措置となります。全ての文化財等に対して、本ガイドラインに記載する全ての事項を一律に求める趣旨ではありませんが、各文化財等の火災リスクや既に設置されている防火設備の状況、管理体制等や、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して検討し、文化財等ごとに万全の防火対策を講じていただきたいと考えています。

さらに、本ガイドラインは、国宝・重要文化財や史跡等に所在する建造物以外の文化財（建造物）であっても、その防火対策を検討・実施するに当たって参考とすることができるものであると考えていますので、各地方公共団体の条例に基づいて指定した文化財（建造物）についても、地域の実情に合わせて活用いただきたいと考えています。

なお、本ガイドラインについては、防火対策を取り巻く状況の変化等に応じ、今後とも必要に応じて、内容の充実を図っていくこととしています。

2. 本ガイドラインの主な項目（下線は主な改訂箇所）

1) 建造物固有特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
主たる構造が木造		
内部火災の急激な拡大 地震時に停電した場合の通電火災 放火	・日常的な火気管理、<u>電気火災出火防止対策</u> ・火災の早期覚知 ・初期消火対策 ・電気火災防止対策 ・警戒の徹底、可燃物等の整理、<u>火災の早期覚知</u>	・各種点検（<u>火気管理、電気配線及び器具</u>）の実施 ・自動火災報知設備の設置、見直し、<u>火災が早期感知できる煙感知器等に更新</u>、受信機の設置場所の見直し ・消火器具、屋内消火栓設備等の設置、見直し ・感震ブレーカー等、避難時等の安全確認項目の策定 ・定期的な巡視・監視、可燃物等の整理・管理、<u>炎感知器や放火監視センサー等</u>
建造物の特殊性（<u>大規模な木造建造物等</u>）		
<u>初期消火活動が困難</u> 、火災の拡大	・<u>早期の初期消火</u> ・<u>観覧者の安全な避難</u> ・拡大防止策	・<u>スプリンクラー設備等の自動消火設備（収蔵されている美術工芸品等への影響の懸念から設置困難な場合は、設備の強化や人的体制の充実）</u>
建造物外側の特殊性（屋根、外壁等の材料）		
近隣火災からの延焼拡大	・延焼防止対策 ・火災の早期覚知	・放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し ・赤外線センサー、炎感知器の設置、見直し
建造物内側の特殊性（内装等の材料）		
<u>着火すると急速に拡大し、初期消火を困難にする可能性</u>	・<u>防災対策</u>	・<u>防災性能を有するものに変更</u>

2) 敷地特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
建造物の周囲に消火活動ができる空地が少ない		
消火活動の遅れ	・消火活動の場所の確保	・所有者等と関係機関とで敷地内の場所・設備確認

3) 立地特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
密集市街地にある		
大規模市街地火災の可能性	・敷地周囲の空地の整備、不燃化 ・面的防災力の強化 ・延焼防止対策	・市区町村の都市整備部局等との協議 ・自主防災組織等と課題等の共有、防災訓練の実施* ・放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し
伝統的建造物群保存地区等にある		
市街地火災の可能性	・面的防災力の強化 ・延焼防止対策	・自主防災組織等と課題等の共有、防災訓練の実施* ・放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し
周囲が樹木等の自然に囲まれる		
山林火災からの延焼の可能性	・山林火災対策 ・落雷対策	・雑草や枯草の除去、放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し ・避雷設備の整備

* 3) 立地特性の項目に限らず、本ガイドライン全般を通じて、各種訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況も想定することを記載

4) 活用・管理の実態

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
<u>所有者等が不在あるいは少人数である場合</u>		
<u>初期消火体制の脆弱性</u>	・火災の早期覚知 ・初期消火対策 ・防犯対策等の出火防止対策	・早期に火災が覚知できる体制等の検討 ・<u>スプリンクラー設備等の自動消火設備</u>、易操作性の消火栓設備への更新、ホースの口径の変更 ・人感センサー等の整備、監視カメラの設置、見直し
<u>所有者等以外の別の人（団体）が関与する場合</u>		
<u>災害発生時の対応が遅れる可能性による火災の拡大</u>	・<u>予め火災の危険性の洗い出し、出火防止対策、初期消火対策を共有</u> ・<u>災害対応の手順（マニュアル）の確認</u>	・<u>手順に基づき点検を行い、防火設備とそれらの動作環境の確認</u> ・<u>所有者等と利用者との間で情報共有</u>
<u>不特定多数の人が利用する場合</u>		
<u>避難に時間を要し、人的安全性確保に支障・消火活動の遅れによる火災の拡大</u>	・<u>迅速な避難</u>	・<u>有事の際の避難路を定め、円滑な避難ができるよう情報共有</u>

最後に 今回の調査において、防火設備に機能不全や機能停止がみられる場合は、具体的な対応策として速やかに整備計画を策定

国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン

都道府県：【 】

指定名称：【 】

（ 複数棟まとめて確認する場合は、どの棟が対象であるか明確に記載すること。）

入力日：【令和 年 月 日】

入力者：【 】

特性			基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について			基本的考え方		点検項目(点検したら右欄☑)	
1-1 構造について			基本的考え方		点検項目(点検したら右欄☑)	
主たる構造が木造である。	柱、梁等の主要構造部が木材でできている。	・内部での火災が急激に拡大する危険性がある。	・歴史的な建造物で用いられる材料の多くは木材で着火しやすい、また防火区画がされていない等の理由により火災の進展が早いなど、総じて火災に対して脆弱です。このため、日常的な火気管理、出火防止対策に力を入れましょう。	【日常的な火気管理や電気火災に対する出火防止対策】 1) 火気の管理を徹底するため、たばこ、たき火、燈明・ろうそく・線香、取り灰、火消しつば、火鉢等、火気利用の際に確認するべき項目についての点検表を策定し、点検を実施しましょう。 ○確認項目を定めた点検表を策定しており、点検表に基づき点検を実施したら右欄に☑	☑	対応できたら右欄☑
			・特に電気火災については、火災発生時期を予測することが難しく、所有者（管理責任者）又は管理団体がある場合は、その者。その他、委託等により文化財等の管理を行う者を含め、以下「所有者等」という。）の不在時の出火により火災の覚知が遅れ、火災の拡大につながる可能性があるため、注意が必要で	2) 電気配線及び器具については、漏電や加熱などによる出火がないように、コンセントの周りの清掃の実施、配線の損傷の有無の確認、サーマルタップを定格容量を超えて（タコ足配線）使用していないか等について、点検表を策定し、点検を実施しましょう。 ○確認項目を定めた点検表を策定しており、点検表に基づき点検を実施したら右欄に☑	☑	2) 電気火災防止策に関する点検表を策定し、この点検表に基づき点検を実施しましょう。 ○点検表を策定し、点検を実施したら右欄に☑
			す。	3) その他、火気利用に関する点検については、『文化財保存・管理ハンドブック[三訂版]建造物編』（編集発行：公益社団法人 全国国宝重要文化財所有者連盟）等を参考に点検を実施しましょう。 ○点検を実施したら右欄に☑	☑	3) その他、火気利用の状況に応じて、点検を実施しましょう。 ○点検を実施したら右欄に☑

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑	
1-1	構造について	基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑	
主たる構造が木造である。	柱、梁等の主要構造部が木材でできている。	・内部での火災が急激に拡大する危険性がある。	・出火した場合、被害を軽減するため、火災の早期覚知、初期消火対策を徹底しよう。	【火災の早期覚知】 1) 自動火災報知設備が設置されており、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られな い。確認しよう。 ○設置されており、かつ、点検による機能低下が見られな い場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		1) 未設置の場合、早急に自動火災報知設備を設置しま しょう(消防法施行令第32条に基づく特例により設置免除 される場合等を除く)。 また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実 施しよう。 点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談 し、設備を更新しよう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				2) 木造建造物の場合は、火災の延焼拡大が早いため、以 下のような対策により、火災の早期覚知に努めよう。 ・火災を早期に感知することができている煙感知器を設置す る。(日常生活において煙や水蒸気等が滞留する場所等に は煙感知器の設置は適さないことに留意) ・火災が発生した場所を狭い範囲に特定することができ、 また、感度を高く設定して火災の初期段階で関係者のみに 注意情報を発信することが可能であるR型受信機及びアナ ログ式感知器を設置する。 ○これらの対策が講じられている場合は右欄に☑ 上記以外の場合は、「具体的な対応策」へ。		2) 設置場所や管理状況に応じて、煙感知器、R型受信 機、アナログ式感知器などの早期に火災を感知することが できる設備に更新を検討しよう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				3) 受信機は、発報した際に迅速に駆けつけられる場所に あることを確認しよう。 ○迅速に駆けつけられる場所にある場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		3) 迅速に駆けつけられる場所に受信機を移動するか、副 受信機を設置するなど対策を検討しよう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について				基本的考え方	点検項目(点検したら右欄☑)	☑	対応できたら右欄☑
1-1 構造について							
主たる構造が木造である。		柱、梁等の主要構造部が木材でできている。	・内部での火災が急激に拡大する危険性がある。	・出火した場合、被害を軽減するため、火災の早期覚知、初期消火対策を徹底しよう。	【初期消火対策】 1) 消火器具(消火器、水バケツ等)が設置されており、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しよう。 。設置されており、かつ、点検により機能低下が見られない場合は右欄に☑ 設置されていない、又は機能低下が見られる場合は「具体的な対応策」へ	☑	
							1) 未設置の場合、早急に消火器具を設置しよう(消防法施行令第32条に基づく特例により設置免除される場合等を除く)。 また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しよう。 点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新しよう。 (予定される内容・時期： 。「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方	基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
1) 建造物固有特性について		柱、梁等の主要構造部が木材でできている。		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑
1-1 構造について		主たる構造が木造である。		基本的な考え方		☑
		・内部での火災が急激に拡大する危険性がある。 ・出火した場合、被害を軽減するため、火災の早期覚知、初期消火対策を徹底しましょう。		2) 屋内消火栓設備や屋外消火栓設備等、既存の消火設備を使用し、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるか確認しましょう。 ・常時円滑な消火活動が行える場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		2) 次のような対応により、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるよう検討しましょう。 例・消火体制の確保について関係者等と協議する。 ・スプリンクラー設備等の自動消火設備を設置する。 ・一人でも操作可能な易操作性の屋内消火栓設備へ更新する。 ・屋内消火栓設備や屋外消火栓設備について、ホースの口径を細いものにするなど、操作性を向上させる。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				3) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ・点検による機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		3) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				4) 既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ・訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		4) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期：) ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑

特性		例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について						基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄☑)	
1 - 1 構造について								☑	
主たる構造が木造である。	柱、梁等の主要構造部が木材でできている。	・内部での火災が急激に拡大する危険性がある。	・古い電気配線を使い続けると漏電による火災のおそれがあります。このため、漏電火災対策を講じましょう。	【漏電火災対策】		☐		1) 未設置の場合、ラスモルタル構造()を有している建造物については、早急に設置しましょう。それ以外の建造物においては漏電火災警報器又は漏電ブレーカーの設置を検討しましょう。 また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新しましょう。 (予定される内容・時期： 。 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ () 「ラスモルタル構造」とは、鉄網入りのモルタル等で造られた壁等の構造をいう。	
				1) 漏電火災警報器が設置されており、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 。 設置されており、かつ、点検により機能低下が見られない場合は右欄に☑ 漏電火災警報器が設置されていない又は機能低下が見られる場合は「具体的な対応策」へ		☐			
				2) 電気配線を確認して、漏電のおそれがないか確認しましょう。 。 漏電のおそれない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		☐		2) 古くなった電気配線の交換等の対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： 。 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 下記の1)-1、-2のいずれかに☑してください。	
		・地震時の建物倒壊等による火災が発生する危険性がある。		【耐震対策】		☐		1)-1 耐震診断を実施していない場合は耐震診断を実施し、診断の結果補強が必要な場合は文化財の特性に配慮して耐震補強を実施しましょう。 (予定される内容・時期： 。 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 「予定される内容・時期」が記載できない場合は、1)-2 対処方針の作成へ	
				1) 「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成11年4月8日文化財保護部長裁定、平成24年6月21日改正)等に基づき、耐震診断を実施し、耐震性が確保されているか確認しましょう。 ○耐震診断の結果、耐震性が確認されている場合は右欄に☑ 耐震診断を実施していない場合、又は耐震診断の結果を受けて耐震対策を講じる必要があると診断された場合は、「具体的な対応策」1)-1、-2のいずれかへ				1)-2 耐震診断や耐震補強に当面着手できない場合は、当面の間の「対処方針」を作成しましょう。 。 「対処方針」を作成したら右欄に☑ 「対処方針」を作成していなければ、「予定される内容・時期」を記載しましょう。 (予定される内容・時期： 。 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	

特性		例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について			基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑	
1-1 構造について								
主たる構造が木造である。		柱、梁等の主要構造部が木材でできている。	・地震時に停電した場合、通電火災の危険性がある。	・停電後に、電気が復旧した際に破損した電気配線等から発火する可能性があることから、電気火災防止対策を講じましょう。	【電気火災防止対策】 1) 感震ブレーカー等の電気火災防止対策が講じられているか確認しましょう。 ○対策が講じられていない場合は右欄に☑ 対策が講じられていない場合は「具体的な対応策」へ	☐	1) 感震ブレーカー等の電気火災防止対策を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 「予定される内容・時期」が記載できない場合は、地震時に避難する前にアンペアブレーカーを切る等、安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底しましょう。 ○関係者で安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底できたら右欄に☑	☑
			・地震時に断水した場合、消火活動ができず、火災が拡大する危険性がある。	・断水時に周辺で火災が発生した場合、又は出火に備え、耐震性能を有する貯水槽を整備しましょう。	【耐震性貯水槽】 1) 消火設備専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されているか確認しましょう。 ○貯水槽が整備されている場合は右欄に☑ 専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されていない場合は「具体的な対応策」へ	☐	2) 復電する際の安全確認項目を策定しましょう。 ○策定している場合は右欄に☑ 策定していない場合は「具体的な対応策」へ	☐
				・断水時に周辺で火災が発生した場合、又は出火に備え、耐震性能を有する貯水槽を整備しましょう。	【耐震性貯水槽】 1) 消火設備専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されているか確認しましょう。 ○貯水槽が整備されている場合は右欄に☑ 専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されていない場合は「具体的な対応策」へ	☐	2) 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことや電気製品や電気配線の損傷の有無を確認するなど、安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底しましょう。 ○関係者で安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底できたら右欄に☑	☐
				・断水時に周辺で火災が発生した場合、又は出火に備え、耐震性能を有する貯水槽を整備しましょう。	【耐震性貯水槽】 1) 消火設備専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されているか確認しましょう。 ○貯水槽が整備されている場合は右欄に☑ 専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されていない場合は「具体的な対応策」へ	☐	1) 周囲の消防水利の有無等を踏まえ、必要に応じて耐震性を有する貯水槽の整備を検討しましょう。貯水量は、周辺からの延焼を防止するために使用する消火設備と同時に放水した際に50分間放水できる水量を確保することが望ましいです。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 「予定される内容・時期」が記載できない場合は、自主防災組織等の関係者と共に周囲の消防水利の場所を確認し、地震時の出火に備えた対応策について協議しておきましょう。 ○関係者と協議ができたら右欄に☑	☐

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に)		対応できたら右欄に	
1-1	構造について						
主たる構造が木造である。		柱、梁等の主要構造部が木材でできている。	・放火による火災の危険性がある。	・放火を抑止するため警戒を徹底し、可燃物等の整理し、火災の早期覚知に努めましょう。	【警戒の徹底】 1) 巡視や監視（人感センサーや監視カメラ）による機械警備を含む）が実施されているか確認しましょう。 ○ 巡視や監視が実施されている場合は右欄に☑ 実施されていない場合は「具体的な対応策」へ	□	1) 定期的に巡視や監視を実施しましょう。 ○ 関係者と協力し、定期的な巡視や監視を実施する体制を整えれば右欄に☑
					【可燃物等の整理】 1) 可燃物等の整理、管理を徹底しましょう。 ○ 可燃物等が部外者の目に届かない場所に設置してあれば右欄に☑ 可燃物等が整理、管理されていないければ「具体的な対応策」へ	□	1) 可燃物等を整理し、管理しましょう。 ○ 可燃物等が部外者の目の届く場所に設置しないように移動させる、あるいは整理整頓したら右欄に☑
					【火災の早期覚知】 1) 外部での出火に備え、炎感知器や放火監視センサー等を設置し、火災の早期覚知に努めましょう。 ○ 建造物の外周部（屋根、延焼のおそれのある部分に該当する外壁・軒裏・開口部）を警戒するように炎感知器等を設置している場合は右欄に☑ 外周部を警戒する炎感知器等を設置していなければ「具体的な対応策」へ	□	1) 建造物の外周部を警戒するように、炎感知器や放火監視センサー等の設置を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○ 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
					【漏電火災対策】 1) 電気配線を確認して、漏電のおそれがないか確認しましょう。 ○ 漏電のおそれがない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	□	1) 古くなった電気配線の交換等の対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
小屋組が木造である。		木造の小屋組	・漏電等により小屋内部での火災が発生した場合は、大規模な火災につながる危険性がある。	・古い電気配線を使い続けると漏電による火災のおそれがあります。このため、漏電火災対策を講じましょう。		□	

特性		例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について		1) 建造物固有特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄☑)		対応できたら右欄☑	
1-1	構造について	小屋組が木造である。	木造の小屋組	・漏電等により小屋内部での火災が発生した場合、大規模な火災につながる危険性がある。	・外部火災による火災の侵入の可能性があり、小屋内部にまで火災が拡大すると、火災の進展が早く、消火活動も困難になります。このため、基本的には小屋内部で火災が発生させないように、屋根等を健全な状態に保存・管理しましょう。	【保存・管理】 1) 屋根に毀損箇所がないか、点検を実施しましょう。 ○点検を実施したら右欄に☑ 点検を実施して、毀損等が認められたら「具体的な対応策」へ	☑	☑	
大規模な木造建造物である。		3階建て以上又は延べ面積1,000㎡以上である、又は大規模な木造小屋組や吹き抜け空間を有する。		・迅速かつ的確に、また継続的に初期消火活動を行うことが困難であり、火災が拡大する危険性が高い。	・大規模な木造建造物については、火災が発生した場合に被害が拡大しないように、自動消火設備による火災の拡大防止対策を講じましょう。	【拡大防止対策】 1) スプリンクラー設備をはじめとする自動消火設備は、火災を自動で感知して初期消火を行うことができる設備であり、早期感知・早期消火の観点から極めて有効な防火対策です。 また、火災が発生した場合には、初期消火・通報・避難誘導等の応急対応を行うことが必要となりますが、自動消火設備を設置することで、火災の拡大が抑制され、通報や避難誘導を行う時間が確保できることから、多数の観覧者がいるような建造物においても屋外へ安全に避難することが可能となります。 一方、自動消火設備を設置することにより、建造物の彩色、障壁画や収蔵されている美術工芸品などが誤放水により被害を受けて文化財的価値が損なわれる場合や、意匠上・構造上好ましくない場合があるなどの課題が考えられます。	☑	☑	1) 毀損箇所を修理しましょう。 (予定される内容・時期：) ○修理の「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑。 修理の「予定される内容・時期」が記載できない場合は「当面の毀損拡大防止対策」を記載しましょう。 (当面の毀損拡大防止対策：) ○「当面の毀損拡大防止対策」を記載したら右欄に☑。
							☑	☑	1) -1 懸念される課題に応じた対策を講じて、自動消火設備を設置しましょう。
							☑	☑	1) -2 自動消火設備を設置することにより懸念される課題を解決することが難しく、その設置が困難である場合には、火災を早期に感知し、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備等を用いて迅速に消火活動を行うことが可能かどうかを定期的に訓練等を行い、確認し、迅速な対応が難しい場合には設備の強化や人的体制の充実を検討しましょう。

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑	
1-1	構造について	大規模な木造建造物である。 3階建て以上又は延べ面積1,000㎡以上である、又は大規模な木造小屋組や吹き抜け空間を有する。	・迅速かつ的確に、また継続的に初期消火活動を行うことが困難であり、火災が拡大する危険性が高い。 ・大規模な木造建造物については、火災が発生した場合に被害が拡大しないように、自動消火設備による火災の拡大防止対策を講じましょう。	上記の課題に対しては、以下のような対応策が考えられます。 ・煙感知器とスプリンクラーヘッドの両方が作動した場合にのみ放水がなされる予作動式のスプリンクラー設備を設置する。 ・手動により起動する開放型スプリンクラー設備を設置する。 ・電気設備や火気使用設備が存在する場所など出火危険が高い場所に局所的に自動消火設備を設置する。 ・配管の塗装、梁裏への施工、側壁型のスプリンクラーヘッドの使用等により、周囲との調和を図った形で設置する。 以上のような自動消火設備を設置することによる防火上の利点と文化財の保存上の課題等を比較し、自動消火設備の設置を検討しましょう。 。既に自動消火設備が設置されている場合には右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	対策の例 ・火災を早期に感知することができ煙感知器を設置する。(日常生活において煙や水蒸気等が滞留する場所等には煙感知器の設置は適さないことや大空間の場合は煙が拡散しやすく感知が遅れるおそれがあるため、光電式分離型感知器等の設置場所に適したものを設置することに留意) ・火災が発生した場所を狭い範囲に特定することができ、また、感度を高く設定して火災の初期段階で関係者のみに注意情報を発信することが可能であるR型受信機及びアナログ式感知器を設置する。 ・一人でも操作可能な易操作性の屋内消火栓設備へ更新する。 ・屋内消火栓設備や屋外消火栓設備について、ホースの口径の細いものにするなど、操作性を向上させる。 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	☑	
				2) 界壁を設置したり、防火区画したりすることによって、火災が急激に燃え広がることを防ぐことも可能です。このような火災の拡大防止対策が講じられているか確認しましょう。 。既に界壁や防火区画の設置をしていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	2) 文化財的価値に支障がない範囲で、修理等の機会を捉えて界壁や防火区画の設置を検討しましょう。 (予定される内容・時期： 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑		

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑	
1-2 材料について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑	
植物性屋根材で葺かれている。	檜皮、こけら、茅等の植物性材料	・近隣火災から延焼拡大する危険性が高い。	・火災の進展が早く、かつ、一度着火すると鎮火させるのが困難です。このため近隣で火災が発生したら、予め屋根等に放水するなどの延焼防止対策を講じましょう。	【延焼防止対策】 1)放水銃や屋外消火栓設備等、既存の消火設備を使用し、屋根全体に円滑に放水できるか確認しましょう。 ○円滑に放水できる場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		1) 次のような対応により、屋根全体に円滑に放水できるように対応を検討しましょう(なお、これらの設備は、実際に屋根面に着火した場合、消防隊が到着するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備です)。 例・放水銃を設置する。 ・屋外消火栓設備を設置する。 ・ドレンチャージャーを設置する。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				2) 屋根を警戒する既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○点検により機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		2) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				3) 屋根を警戒する既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		3) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期： ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	

特性		例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について			基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄☑)		☑ 対応できたら右欄☑	
1 - 2 材料について								
植物性屋根材で葺かれている。	檜皮、こけら、茅等の植物性材料	・近隣火災から延焼拡大する危険性が高い。	・万が一着火した場合に備えて火災の早期覚知にも努めましょう。	【火災の早期覚知】 1) 大規模な屋根を植物性材料で葺いている場合は、屋根を警戒する警報設備が設置されているか確認しましょう。 ○屋根を警戒する警報設備が設置されている場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☐	1) 次のような対応により、屋根全体を警戒できるよう対応を検討しましょう。 例・赤外線センサー（自動火災報知設備の受信機に接続しないもの）を設置する。 ・炎感知器（自動火災報知設備の受信機に接続するもの）を設置する。 （予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 「予定される内容・時期」が記載できなければ「当面の対応策」を記載しましょう。 例・計画を立て定期的な巡回監視を行う。 （当面の対応策： ○「当面の対応策」を記載したら右欄に☑		
屋根材料が非可燃性材料で葺かれている。	瓦、銅板等の不燃材料	・近隣火災から延焼拡大する危険性がある。	・瓦等、非可燃性の材料で葺かれている場合は、屋根面に着火する可能性は低いですが、適切に管理されていない場合に屋根から火災が侵入する可能性も否定できません。 このため定期的に屋根の状態を点検し、屋根等を健全な状態に保存・管理しましょう。	【保存・管理】 1) 屋根に毀損箇所がないか、点検を実施しましょう。 ○点検を実施したら右欄に☑ 点検を実施して、毀損等が認められたら「具体的な対応策」へ	☐	1) 毀損箇所を修理しましょう。 （予定される内容・時期： ○修理の「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 修理の「予定される内容・時期」が記載できない場合は、「当面の毀損拡大防止対策」を記載しましょう。 （当面の毀損拡大防止対策： ○「当面の毀損拡大防止対策」を記載したら右欄に☑		

特性		例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		☑		対応できたら右欄に☑	
1-2 材料について									
屋根材料が非可燃性材料で晝かれて いる。	瓦、銅板等の不燃材料	・近隣火災から延焼拡大する危険性がある。	・万が一出火した場合、被害を軽減するため、初期消火対策を徹底しましょう。	【初期消火対策】 1) 屋根を警戒する既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○点検により機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		☑		1) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				2) 屋根を警戒する既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		☑		2) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期： ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	
外壁が可燃性材料 (主に木材)である。	真壁造、軒裏の木材部現し、下見板張り、木造の土台、縁	・放火等による外周部の火災の可能性が高い。	・歴史的な建造物で用いられる材料の多くは木材で着火しやすく、総じて火災に対して脆弱です。 このため日常的な火気管理、出火防止対策に力を入れましょう。	【日常的な火気管理、出火防止対策】 1) 火気の管理を徹底するため、たばこ、たき火、燈明・ろうそく・線香等、火気利用の際に確認するべき項目について点検表を策定し、点検を実施しましょう。 ○確認項目を定めた点検表を策定し、点検表に基づき点検を実施した場合は右欄に☑ 点検表を策定していない、又は点検をしていない場合は「具体的な対応策」へ		☑		1) 火気管理に関する点検表を策定し、点検表に基づき点検を実施しましょう。 ○点検表を策定し、点検を実施したら右欄に☑	

特性				基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について				基本的考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)	
1-2 材料について				想定される火災リスク等		点検したら右欄に☑	
外壁が可燃性材料 (主に木材)である。	真壁造、軒裏の木材部現し、下見板張り、木造の土台、縁	・放火等による外周部の火災の可能性が高い。	・外部での火の不始末による失火の発生や放火の対象となり得ることから、失火、放火による火災発生を防ぎ、外周部を警戒するように火災の早期覚知、初期消火対策を徹底しましょう。	【火災の早期覚知】 1) 外周部を警戒する警報設備が設置されているか確認しましょう。 ○外周部を警戒する警報設備が設置されている場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☑	対応できたら右欄に☑	☑
				【初期消火対策】 1) 屋外消火栓設備等、既存の消火設備を使用し、建造物の外壁全体に円滑に放水できるか確認しましょう。 ○円滑に放水できる場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☑		☑
				2) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○点検により機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☑		☑

特性		例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
1) 建造物固有特性について					基本的な考え方	点検項目(点検したら右欄☑)		対応できたら右欄☑
1-2 材料について								
外壁が可燃性材料(主に木材)である。	真壁造、軒裏の木部現し、下見板張り、木造の土台、縁	・放火等による外周部での火災の可能性が高い。	・外部での火の不始末による失火の発生や放火の対象となり得ることから、失火、放火による火災発生を防ぎ、外周部を警戒するように火災の早期覚知、初期消火対策を徹底しましょう。	3) 既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ○ 訓練を定期的に行っている場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ			3) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期： ○ 「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	☑
内装等が可燃性材料(文化財の一部をなす襖、絨毯、カーテン、壁紙、木製建具等)である。	木製の建具、可燃性の壁紙や絨毯、木製の床、畳	・カーテンやどん帳のよに垂れ下がっているものや展示用パネル等は一度、着火すると火が立ち上がり天井や周囲に急速に拡大し、初期消火を困難にしよう可能性が高い。また、絨毯等の床敷物も着火しやすい。	・容易に着火しないように、着火しても火災が拡大しないように内装等の可燃性材料について防火対策を講じましょう。	【防火対策】 1) カーテン、絨毯、その他の物品(障子紙、襖紙等)について、火災の際に被害が拡大しないように、防火性能を有しているか確認しましょう。 ○ 防火性能を有しているものを使っている場合は右欄に☑ 防火性能を有していない場合は「具体的な対応策」へ			1) 文化財的価値に支障がない範囲で、防火性能を有するものに変更しましょう。なお、文化財としての価値に大きく影響するもので、防火性能を有するものを使用することが困難な場合は、電気設備や火気使用設備などの出火源から離すなど、火災の発生を防ぐように管理を徹底しましょう。 (予定される内容・時期： ○ 「予定される内容・時期」を記載した右欄に☑	

特性			例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
2) 敷地特性について										
指定建造物の周囲に建物が建て詰まり空地が少ない。	周囲に建物が建て詰まり空地が少ない。木造の建造物が近接して建つ。	・ 消防活動用の空地が確保できない、又は消火栓の周囲に障害物があると消防活動が遅れる可能性が高い。	基本的な考え方 ・ 敷地内の私設又は公設の消火栓設備の場所や、消防活動の場所を確認し、火災時に迅速に消防活動ができるように適切に管理しましょう。		点検項目(点検したら右欄☑) 【消防活動の場所の確認】 1) 消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら敷地内の公設及び私設の消火栓設備について、それらを利用する者同士で確認しましょう。また、火災時に迅速に使用できるように障害物となる物品の除去や車両の停車位置などを確認しましょう。 ○所有者等は関係機関と確認し、問題なければ右欄に☑ 関係機関と確認していない場合、又は確認し、問題があった場合は「具体的な対応策」へ		☑		対応できたら右欄☑ 1) 消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら敷地内の公設及び私設の消火栓設備について、それらを利用する者同士でそれぞれの設備の確認を行います。また、火災時に迅速に使用できるように障害物となる物品があれば、所有者等はそれらを除去し、整理整頓に努めましょう。さらに緊急車両の停車位置を確認し、火災の際は迅速に消防活動ができるようにしておきましょう。 ○確認できたら右欄に☑	
3) 立地特性について										
密集市街地にある。	近隣家屋に密接している。 周辺市街地は幅員の狭い道路が多い。	・ 隣地での火災による延焼の可能性が高い。 ・ 大規模市街地火災の可能性もある。	基本的な考え方 ・ 周辺市街地からの延焼を食い止めるため、道路や公園等のまとまった敷地周囲での空地の整備、住宅の建替等による不燃化を進めましょう。		点検項目(点検したら右欄☑) 【敷地周囲の空地の整備、不燃化】 1) 敷地周囲の空地の確保や、周囲の建物の不燃化を進めましょう。 ○既に延焼防止対策となる空地が確保されている、又は周囲の建物の不燃化が進められている場合は右欄に☑ どちらも対応できていない場合は「具体的な対応策」へ		☑		対応できたら右欄☑ 1) 延焼を食い止めるための道路や公園等の空地の必要性について、市区町村の都市整備部局や周辺住民等と確認し、必要な整備内容等について協議しましょう。また、敷地周囲の住宅の建替や改修の可能性について、周辺住民や市区町村の都市整備部局等に確認し、必要な整備内容等について協議しましょう。 ○関係者と協議できたら右欄に☑	
		・ 火災時に消防車両が迅速に到着できるように消防用進入道路を確保しましょう。確保できない場合は消防隊が利用するための消防水利を確保しましょう。	【消防用進入道路の確保、又は消防水利の確保】 1) 敷地への消防用進入道路が確保されているか、火災時に利用できる水利が確保されているか、関係者と確認しましょう。 ○それぞれが確保されている場合は右欄に☑ それぞれが確保されていない場合は「具体的な対応策」へ		☑		対応できたら右欄☑ 1) 火災時に消防機関がどのようにして消火活動を行うか確認してもらい、対応策を協議しましょう（火災発生時の消防活動計画等）。また、消防用進入道路や消防水利の確保を進めるため、消防機関や市区町村の都市整備部局と必要な整備内容等について協議しましょう。 ○関係者と協議できたら右欄に☑			

特性		例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
3) 立地特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		☑		対応できたら右欄に☑	
密集市街地にある。	近隣家屋に密接している。 周辺市街地は幅員の狭い道路が多い。	・ 隣地での火災による延焼の可能性が高い。 ・ 大規模市街地火災の可能性もある。	・ 市区町村等の行政機関の協力を得ながら、自主防災組織等と連携を図り、面的に防災力を強化することが重要です。	【面的防災力の強化】 1) 自主防災組織や近隣の人々と防火対策や災害時の共助体制等について協議していますか。 ○ 既に協議していたら右欄に☑ 協議していない場合は「具体的な対応策」へ		☐		下記、2 つとも確認しましょう。 1) 現状を確認し、自主防災組織や近隣の人々と課題等を共有しましょう。 ○ 共有できたら右欄に☑ また次のような対応により、自主防災組織や近隣の人々と火災情報等を共有できるように対応も検討しましょう。 例 ・ 屋外警報装置等を設置する。 ・ 地域で火災警報を共有できる機器・システムを導入する。 (予定される内容・時期： ○ 「 予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	☐
				2) 自主防災組織や近隣の人々と定期的に防災訓練（初期消火訓練、通報訓練、避難訓練等）を実施していますか。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ○ 既に実施していたら右欄に☑ 防災訓練を実施していない場合は「具体的な対応策」へ		☐		2) 現状を確認し、自主防災組織や近隣の人々等との連携のもと防災訓練を実施しましょう ○ 防災訓練を実施したら右欄に☑ ただちに実施できない場合は、防災訓練の実施時期を記載しましょう。 (訓練の実施時期： ○ 「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	
				3)放水銃や屋外消火栓設備等、既存の消火設備を使用し、建造物の外周部全体に円滑に放水できるか確認しましょう。 ○ 円滑に放水できる場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		☐		3) 次のような対応により、建造物の外周部全体に円滑に放水できるように対応を検討しましょう（なお、これらの設備は、実際に建造物に延焼した場合においても、消防隊が到着するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備です）。 例・放水銃を設置する。 ・ 屋外消火栓設備を設置する。 ・ ドレンチャージャーを設置する。 (予定される内容・時期： ○ 「 予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
3) 立地特性について	密集市街地にある。	近隣家屋に密接している。 周辺市街地は幅員の狭い道路が多い。	・隣地での火災による延焼の可能性が高い。 ・大規模市街地火災の可能性もある。	基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)	
				・市区町村等の行政機関の協力を得ながら、自主防災組織等と連携を図り、面的に防災力を強化することが重要です。		4) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○点検により機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	
				5) 防災マップ等による火災危険箇所の周知はなされていますか。 ○既に周知されているれば右欄に☑ 周知がなされていない場合は「具体的な対応策」へ		4) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				5) 下記事項を念頭に、市区町村等の都市整備部局等と協議し、防災上の危険箇所を確認しましょう。 ・周囲に空地が確保できているか(火除地の確保) ・周辺市街地の防火対策の強化(道路や公園等の整備による延焼の防止・遮断、消防車両等の進入路となる道路の整備改善、老朽化住宅の建替、住民が使える消火設備の設置、消防水利の確保・整備等) ○危険箇所を確認したら右欄に☑		5) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	

特性		例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
3) 立地特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に)		【延焼防止対策】		対応できたら右欄に	
密集市街地にある。	近隣家屋に密接している。 周辺市街地は幅員の狭い道路が多い。	・隣地での火災による延焼の可能性が高い。 ・大規模市街地火災の可能性もある。	・周辺市街地で発生した火災からの守るために延焼防止対策を講じましょう。	1)放水銃やドレンチャー等、既存の消火設備を使用し、建造物の外周部全体に円滑に放水できるか確認しよう。 ○円滑に放水できる場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		1) 次のような対応により、建造物の外周部全体に円滑に放水できるように対応を検討しよう（なお、これらの設備は、実際に建造物に延焼した場合、消防隊が到着するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備です）。 例・放水銃を設置する。 ・ドレンチャーを設置する。 ・屋外消火栓設備を設置する。 （予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑		1) 次のような対応により、建造物の外周部全体に円滑に放水できるように対応を検討しよう（なお、これらの設備は、実際に建造物に延焼した場合、消防隊が到着するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備です）。 例・放水銃を設置する。 ・ドレンチャーを設置する。 ・屋外消火栓設備を設置する。 （予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				2) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しよう。 ○点検により機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		2) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しよう。 （予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑			
				3) 既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しよう。 ○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		3) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 （訓練の実施時期： ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑			

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
3) 立地特性について		基本的な考え方	点検項目(点検したら右欄に☑)				
伝統的建造物群保存地区等、敷地周囲も保存すべき地区である。	伝統的建造物群保存地区等、不燃化が進まない地域に所在する。	・隣接地で発生した火災による延焼火災の危険性が高い。 ・市街地火災の危険性がある。	・市区町村等の行政機関の協力を得ながら、自主防災組織等と連携を図り、面的に防災力を強化する必要があります。	【面的防災力の強化】 1) 自主防災組織や近隣の人々と防火対策や災害時の共助体制等について協議しましょう。 ○ 協議していたら右欄に☑ 協議していない場合は「具体的な対応策」へ	☑	対応できたら右欄に☑	☑
				2) 自主防災組織や近隣の人々と定期的に防災訓練を行いましょう。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ○ 防災訓練を行っていたら右欄に☑ 防災訓練を行っていない場合は「具体的な対応策」へ	☐	1) 現状を確認し、近隣の人々等と連携のもと定期的に防災訓練を行いましょう。 ○ 防災訓練を行ったら右欄に☑ ただちに行わない場合は防災訓練の実施時期を記載しましょう。 (訓練の実施時期) ○ 「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	☐
				3) 屋外消火栓設備や放水銃等、既存の消火設備を使用し、建造物の外周全体に円滑に放水できるか確認しましょう。 ○ 円滑に放水できる場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☐	3) 次のような対応により、建造物の外周全体に円滑に放水できるように対応を検討しましょう(なお、これらの設備は、実際に建物に延焼した場合、消防隊が到着するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備です)。 例・屋外消火栓設備を設置する。 ・放水銃を設置する。 ・ドレンチャーを設置する。 (予定される内容・時期： ○ 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	☐

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
3) 立地特性について				基本的な考え方	点検項目(点検したら右欄☑)	☑	
伝統的建造物群保存地区等、敷地周囲も保存すべき地区である。	伝統的建造物群保存地区等、不燃化が進まない地域に所在する。	・隣接地で発生した火災による延焼火災の危険性が高い。 ・市街地火災の危険性がある。		・市区町村等の行政機関の協力を得ながら、自主防災組織等と連携を図り、面的に防災力を強化する必要がある。 4) 点検により機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	4) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。	☐	4) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
					5) 防災マップ等による火災危険箇所を確認し、周知しましょう。 ○確認し、周知していれば右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☐	5) 下記事項を念頭に、市区町村等の都市整備部局等と協議し、防災上の危険箇所を確認し、周知しましょう。 ・敷地周囲の空地の確保(火除地の確保) ・周辺市街地の防火対策の強化(道路や公園等の整備による延焼の防止・遮断、消防車両等の進入路となる道路の整備改善、老朽化住宅の建替、住民が使える消火設備の設置、消防水利の確保・整備等) ○危険箇所を確認したら右欄に☑

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
3) 立地特性について		基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑	
伝統的建造物群保存地区等、敷地周囲も保存すべき地区である。	伝統的建造物群保存地区等、不燃化が進まない地域に所在する。	・隣接地で発生した火災による延焼火災の危険性が高い。 ・市街地火災の危険性がある。	・周辺市街地で発生した火災からの守るために延焼防止対策を講じましょう。	【延焼防止対策】 1) 屋外消火栓設備や放水銃等、既存の消火設備を使用し、建造物の外周部全体に円滑に放水できるか確認しましょう。 ○ 円滑に放水できる場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		1) 次のような対応により、建造物の外周部全体に円滑に放水できるように対応を検討しましょう(なお、これらの設備は、実際に建物に延焼した場合においても、消防隊が到着するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備です)。 例・屋外消火栓設備を設置する。 ・放水銃を設置する。 ・ドレンチャーを設置する。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				2) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○ 機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		2) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、点検の結果、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏まえ、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				3) 既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ○ 訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		3) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期： ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的な考え方	基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
3) 立地特性について 周囲が樹木等の自然に囲まれる。	山岳地に位置する。 社叢等樹木に囲まれる。		・山林火災からの延焼の可能性がある。	・周囲の山林から火災が発生した際の延焼防止対策を講じることのできる消火栓設備等の予備的な消火設備を整備しましょう。	点検項目(点検したら右欄に☑)	対応できたら右欄に☑
					【山林火災対策】 1) 周囲の雑草や枯草は除去されていますか。 ○ 既に除去していたら右欄に☑ 除去されていない場合は「具体的な対応策」へ	1) 雑草や枯草を除去し、可燃物を減らしましょう。 ○ 雑草等の除去や可燃物を減らしたら右欄に☑
					2) 敷地内に消防水利は確保されているか確認しましょう。 ○ 既に確保されていたら右欄に☑ 確保されていない場合は「具体的な対応策」へ	2) 火災時の水利の確保のため、消防用水の設置を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○ 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 「予定される内容・時期」が記載できなければ「当面の対応策」を記載しましょう。 例・組み立て式簡易水槽等による水利の確保を検討する。 (当面の対応策： ○ 「当面の対応策」を記載したら右欄に☑)
					3) 放水銃やドレンチャ―等、既存の消火設備を使用し、建造物の外周部全体に円滑に放水できるか確認しましょう。 ○ 円滑に放水できる場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	3) 次のような対応により、建造物の外周部全体に円滑に放水できるよう対応を検討しましょう(なお、これらの設備は、実際に建造物に着火した場合、消防隊が到着するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備です)。 例・放水銃を設置する。 ・ドレンチャ―を設置する。 ・屋外消火栓設備を設置する。 (予定される内容・時期： ○ 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑)

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
3) 立地特性について 周囲が樹木等の自然に囲まれる。		山岳地に位置する。 社叢等樹木に囲まれる。	・山林火災からの延焼の可能性がある。	基本的な考え方	点検項目(点検したら右欄に☑)	☑	☑
				・周囲の山林から火災が発生した際の延焼防止対策を講じることのできる消火栓設備等の予備的な消火設備を整備しましょう。	4) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○経年劣化が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☐	4) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏まえ、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
					5) 既存の消火設備を用いた訓練が定期的に行いましょう。訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☐	5) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期： ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑
			・落雷による火災の可能性がある。	・落雷時の火災の発生を防ぎましょう。	【落雷対策】 1) 避雷設備は整備されており、既存の設備が適切に設置されているか確認しましょう。また自動火災報知設備等の機械設備に避雷器が設置されているか確認しましょう。 ○避雷設備が適切に設置されており、かつ避雷器が設置されていれば右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☐	1) 落雷密度マップを確認するなど、落雷の危険性を確認し、周囲の環境に応じて避雷設備を整備を検討しましょう。また自動火災報知設備等の機械設備には避雷器の設置を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 「予定される内容・時期」が記載できない場合は「当面の対応策」を記載しましょう。 例・落雷により自動火災報知設備等の機械設備が毀損していないか、落雷後に点検する 等 (当面の対応策： ○「当面の対応策」を記載したら右欄に☑

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策
4) 活用・管理の実態について				基本的な考え方	点検項目(点検したら右欄☑)	対応できたら右欄☑
裸火を使用する。 常時所有者等が不在あるいは少人数のみであり、火災時の初動態勢が脆弱である。	護摩を焚く、ろうそくを使う、囲炉裏を利用する。	・残火、灰、火粉による失火する危険性が高い。	・火災を発生させないよう、裸火の管理を徹底しよう。	【裸火の管理】 1) 火気の管理を徹底するため、たばこ、たき火、燈明・ろうそく・線香、取り灰、火消しつば、火鉢等、火気利用の際に確認するべき項目についての点検表を策定し、点検を実施しよう。 ○確認項目を定めた点検表を策定し、点検表に基づき点検を実施した場合は右欄に☑ 点検表を策定していない、又は点検を実施していない場合は「具体的な対応策」へ	☑	☑
	常時所有者等が不在あるいは少人数のみであり、火災時の初動態勢が脆弱である。	・放火による火災の危険性が高く、また、火災に気づくのが遅れて拡大する危険性がある。 ・所有者等が少人数や高齢者である等のため、初期消火体制が脆弱である。	・防火対策等の出火防止対策 ・防火対策等の出火防止対策に力を入れましょう。	【防火対策等の出火防止対策】 1) 死角となる部位など、危険箇所を予め把握し、無人になる箇所についてはセンサー等で侵入者を予防する対策を講じているか確認しよう。 ○対策を講じている場合は右欄に☑ 対策を講じていない場合は「具体的な対応策」へ	☑	1) 火気管理に関する点検表を策定し、点検表に基づき点検を実施しよう。 ○点検表を策定し、点検を実施したら右欄に☑
	常時所有者等が不在あるいは少人数のみであり、火災時の初動態勢が脆弱である。	・放火による火災の危険性が高く、また、火災に気づくのが遅れて拡大する危険性がある。 ・所有者等が少人数や高齢者である等のため、初期消火体制が脆弱である。	・防火対策等の出火防止対策 ・防火対策等の出火防止対策に力を入れましょう。	【防火対策等の出火防止対策】 1) 死角となる部位など、危険箇所を予め把握し、無人になる箇所についてはセンサー等で侵入者を予防する対策を講じているか確認しよう。 ○対策を講じている場合は右欄に☑ 対策を講じていない場合は「具体的な対応策」へ	☑	1) 熱線センサー付きの照明器具や人感センサー、サイレン等を整備し、死角となる箇所を減らしましょう。必要な場合には監視カメラの設置も検討しましょう。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 2) 応急対応時の手順や、消火活動時の留意点などについて、関係機関との間で情報共有しましょう。 ○関係者等と危険性について情報を共有できたら右欄に☑

特性			例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
4) 活用・管理の実態について							点検項目(点検したら右欄☑)		対応できたら右欄☑	
常時所有者等が不在あるいは少人数のみであり、火災時の初動態勢が脆弱である。	常駐している所有者等が不在、常駐しているが、高齢者のみで火災時の初動体制が取れない。	・放火による火災の危険性が高く、また、火災に気づくのが遅れて拡大する危険性がある。 ・所有者等が少人数や高齢者である等のため、初期消火体制が脆弱である。	基本的な考え方 万が一出火した場合であっても被害を軽減するため、管理の実態にあった火災の早期覚知、初期消火対策を徹底しましょう。				【火災の早期覚知】 1) 所有者等が不在になる場合でも、火災を早期に覚知するための体制等は整備されているか確認しましょう。 ○ 整備されている場合は右欄に☑ 整備されていない場合は「具体的な対応策」へ		☑	
							【初期消火対策】 1) 屋外消火栓設備や屋内消火栓設備等、既存の消火設備を使用し、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるか確認しましょう。 ○ 常時円滑な消火活動が行える場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		☐	
									1) 次のような対応により、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるよう検討しましょう。 例・消火体制の確保について、関係者等と協議する。 ・スプリンクラー設備等の自動消火設備を設置する。 ・一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備へ更新する。 ・屋外消火栓設備や屋内消火栓設備について、ホースの口径を細いものにするなど、操作性を向上させる。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	

特性			例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
4) 活用・管理の実態について					基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄に☑)		対応できたら右欄に☑	
常時所有者等が不在あるいは少人数のみであり、火災時の初動態勢が脆弱である。	常駐している所有者等が不在、常駐しているが、高齢者のみで火災時の初動体制が取れない。	・放火による火災の危険性が高く、また、火災に気づくのが遅れて拡大する危険性がある。 ・所有者等が少人数や高齢者である等のため、初期消火体制が脆弱である。	万が一出火した場合であっても被害を軽減するため、管理の実態にあった火災の早期認知、初期消火対策を徹底しましょう。		2) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○機能低下が見られない場合は右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☑	2) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、点検の結果、機能低下が見られる場合は、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑		☐	
所有者等以外の別の人(団体)が関与する。	・所有者等以外の人(団体)が従来の利用方法と異なる方法での利用や修理工事等を行う。	・火災発生等の有事の際に適切に対応できず、火災が拡大する危険性が高い。	・災害対応の手順(マニュアル)を定め、所有者等と利用者の間で有事の際の対応を確認しましょう。		3) 既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。 ○訓練の実施にあたっては、夜間などの対応者が少ない状況下も想定しましょう。 ○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☐	3) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期： ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑		☐	
			【災害対応の手順の確認】 1) 通常利用と異なる利用方法等をするにより新たに発生する火災の危険性を洗い出し、出火防止対策や初期消火対策などを講じましょう。 新たに発生する火災の危険性としては、以下のようなものが考えられます。 ・通常時は使わない電気設備や火気使用設備を使用することにより出火の危険性が高まる。 ・通常時は使わない看板や工作物を追加設置することにより放水の障害となる部分や駆けつけて初期消火を開始するまでの時間を要する部分が発生する。 ○通常利用以外により新たに発生する火災の危険性に対して出火防止対策や初期消火対策などが講じることが計画されているいたら右欄に☑ 計画されていない場合は「具体的な対応策」へ		☐	1) 通常利用と異なり利用方法等をする際には、新たに発生する火災の危険性に対して、所有者等と利用者との間で出火防止対策や初期消火対策を講じることを計画しておきましょう。 ○計画を立てたら右欄に☑				
			2) 所有者等と利用者とは、火災の危険性を認識するとともに、手順等に基づき防火設備の場所とそれらの動作環境を確認し、火災発生時の初期対応を確実にしましょう。 ○(通常利用以外の)災害発生の際の対応を記載した手順を策定し、理解したら右欄に☑ 対策を講じていない場合は「具体的な対応策」へ		☐	2) 災害対応の手順を策定し、通常利用以外の利用をする場合は、手順に基づき点検を行い、防火設備とそれらの動作環境も確認しましょう。 ○所有者等と利用者との間で危険性について情報を共有し、有事の際の対応を確認したら右欄に☑				

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
4) 活用・管理の実態について				基本的な考え方	点検項目(点検したら右欄☑)	対応できたら右欄☑	
不特定多数の人が利用する。	・不特定多数の人が利用する。	・火災発生に円滑に避難ができなければ、避難に時間を要し、人的安全性の確保に支障が生じるのみならず、消火活動が遅れることによって火災が拡大する。	・防災対策を記載した計画(保存活用計画)を策定し、計画に基づき所有者等と利用者として予め有事の際の対応を確認しましょう。	【迅速な避難】 1) 不特定多数の人が利用する場合は、予め避難路を確認しておきましょう。 ○火災の際の避難路を確認したら、右欄に☑ 対策を講じていない場合は「具体的な対応策」へ	☐	1) 有事の際の避難路を定め、円滑な避難ができるように予め情報を共有しておきましょう ○所有者等と利用者との間で危険性について情報を共有し、設備等を確認したら右欄に☑	☐
				2) 避難経路等に対して過度に利用状況に応じて入場規制をするなどのことがないよう利用状況に応じて入場規制をするなどの対応を計画しましょう。 ○多くの利用者が想定される場合の入場規制の計画ができているなら、右欄に☑ 対策を講じていない場合は「具体的な対応策」へ	☐	2) 多くの利用者が想定される建造物については、入場規制の計画を立てましょう。 ○計画を立てたら右欄に☑	☐

特性			例示		想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
4)活用・管理の実態について			基本的な考え方		点検項目(点検したら右欄☑)		対応できたら右欄☑			
不特定多数の人が利用する。		・不特定多数の人が利用する。	・火災発生時に円滑に避難ができなければ、避難に時間を要し、人的安全性の確保に支障が生じるのみならず、消火活動が遅れることによって火災が拡大する。		・火災発生時に不特定多数の人に対し、迅速な避難誘導ができるよう、対策を講じましょう。		3) 火災発生時に迅速な避難を呼びかけることができるよう非常用の放送設備の設置に努めましょう。 ○非常用の放送設備が設置されていたら、右欄に☑ 対策を講じていない場合は「具体的な対応策」へ		3) 非常用の放送設備を設置を検討しましょう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
					4) 利用者を迅速に避難誘導するための訓練を定期的に行いましょう。 ○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		□		4) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期： ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	
在館者の迅速な避難誘導が困難である。		・多数の観覧者が利用する施設で、階段が区画されていない、階段が一箇所に制限されており、急傾斜である、避難口までの距離が長い、避難経路が狭隘である。	・避難までに時間を要することにより、延焼拡大した場合の人命危険が高い。		・火災が発生した場合でも人的被害が発生しないように、自動消火設備による火災の拡大防止対策を講じましょう。 また、火災が発生した場合には、初期消火・通報・避難誘導等の応急対応を行うことが必要となりますが、自動消火設備を設置することで、火災の拡大が抑制され、通報や避難誘導を行う時間が確保できることから、多数の観覧者がいるような建造物においても屋外へ安全に避難することが可能となります。 一方、自動消火設備を設置することにより、建造物の彩色、障壁画や収蔵されている美術工芸品などが誤放水により被害を受けて文化的価値が損なわれる場合や、意匠上・構造上好ましくない場合があるなどの課題が考えられます。		□		1-1) 懸念される課題に応じた対策を講じて、自動消火設備を設置しましょう。 1-2) 自動消火設備を設置することにより懸念される課題を解決することが難しく、その設置が困難である場合には、火災を早期に感知して、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備を用いて迅速に消火活動を行うことが可能かどうかを定期的に訓練等を行い確認して、迅速な対応が難しい場合には設備の強化や人的体制の充実を検討しましょう。 設備強化の例 ・火災を早期に感知することができる煙感知器を設置する。(日常生活において煙や水蒸気等が滞留する場所等には煙感知器の設置が適さないことに留意) ・火災が発生した場所を狭い範囲に特定することができ、また、感度を高く設定して火災の初期段階で関係者のみに注意情報を発信することが可能であるR型受信機及びアナログ式感知器を設置する。 ・一人でも操作可能な易操作性の屋内消火栓設備へ更新する。 ・屋外消火栓設備や屋内消火栓設備について、ホースの口径の細いものにするなど、操作性を向上させる。 (予定される内容・時期： 「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
							□			

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策
4)活用・管理の実態について				点検項目(点検したら右欄☑)	☑	対応できたら右欄☑
在館者の迅速な避難誘導が困難である。	・多数の観覧者が利用する施設で、階段が区画されていない、階段が一段に制限されている、急傾斜である、避難口までの距離が長い、避難経路が狭隘である。	・避難までに時間を要することにより、延焼拡大した場合の人命危険が高い。	・火災が発生した場合でも人的被害が発生しないように、自動消火設備による火災の拡大防止対策を講じましょう。	上記の課題に対しては、以下のような対応策が考えられます。 ・煙感知器とスプリンクラーヘッドの両方が作動した場合にのみ放水がなされる予作動式のスプリンクラー設備を設置する。 ・手動により起動する開放型スプリンクラー設備を設置する。 ・電気設備や火気使用設備が存在する場所など出火危険が高い場所に局所的に自動消火設備を設置する。 ・配管の塗装、梁裏への施工、側壁型のスプリンクラーヘッドの使用等により、周囲との調和を図った形で設置する。 以上のような自動消火設備を設置することによる防火上の利点と文化財の保存上の課題等を比較し、自動消火設備の設置を検討しましょう。 。既に自動消火設備が設置されている場合には右欄に☑ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	☑	

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
5) その他				基本的な考え方	点検項目(点検したら右欄に)	対応できたら右欄に	
建造物内部に火災に弱い美術工芸品等がある。	美術工芸品として価値の高い障壁画、仏像等がある。	・建造物、立地、周辺環境のそれぞれの特性に応じて想定される火災のリスクがある。	・建造物だけでなく、美術工芸品と一体的な防火対策を講じるため、防火計画を含めた保存活用計画を策定することが望ましいです。	【防災計画（美術工芸品の搬出計画を含む）】 予め美術工芸品の搬出計画を含めた防災計画（保存活用計画）を策定しよう。 ○美術工芸品を含めた一体的な防災計画（又は保存活用計画）を策定していれば右欄に☑ 防災計画を策定していなければ「具体的な対応策」1)-1、-2のいずれかへ	☐	下記の1)-1、-2のいずれかに☑してください。 1)-1 搬出が可能な美術工芸品であれば、搬出計画を含めて防災計画を策定しよう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	☐
						1)-2 搬出が困難な場合は、建物、敷地、周辺環境の特性を把握したうえ、美術工芸品の特性にも配慮した防火対策を講じよう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ ○「予定される内容・時期」を記載できない場合は、市区町村等と共に美術工芸品の所在の確認と脆弱性を共有しよう。 ○共有できたら右欄に☑	☐

最後に

文化財の防火対策は、個々の文化財が抱える防火に対するリスクを把握したうえで、現在の管理体制に応じた防火設備の整備が求められます。

消防活動に困難が想定される場合には、火災時に消防機関がどのようにして消火活動を行うか確認してもらい、消防機関と対応策を協議しましょう。

防火設備整備後、一定期間を経過しているもので、機能不全や機能停止等が発生している場合は、速やかに改修し、常時作動できるようにしておくことが大切です。

今回の調査において機能不全や機能停止がみられる場合は、具体的な対応策として速やかに整備計画を策定しましょう。

国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の 防火対策ガイドライン

1．趣旨等

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の発展向上のためになくてはならないものです。また、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

特に、我が国の美術工芸品の多くは、素材が木や紙、布など脆弱な素材によって製作されており、劣化や災害による被害を受けやすいことも事実であり、それぞれの文化財の実情に応じた適切な保存環境の整備や防火対策の実施が重要です。また、美術工芸品を保管する博物館等施設について、消防法や建築基準法等の関係法令に基づき、消火設備等の設置・維持管理など適切に防火対策に取り組むことが必要です。特に公開承認施設については、「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」等に基づき、適切な防火対策を講じる必要があり、不十分な場合には、承認の取消しも有り得ることに留意をお願いします。

本ガイドラインは、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火設備の緊急状況調査結果（令和元年8月公表）等を踏まえ、国宝・重要文化財を保管する博物館等が総合的な防火対策を検討・実施することができるよう、消防庁、国土交通省と連携協力の下で作成したものであり、防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方（点検事項）を示したものです。

国宝・重要文化財を保管する博物館等においては、本ガイドラインを活用し、それぞれの文化財の実情に応じた適切な保存環境の整備や、防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練その他の防火対策について検討・実施することに役立てていただきたいと考えています。

また、本ガイドラインの記載する内容に沿って措置することは、国宝・重要文化財の所有者等が負う文化財保護法上の管理義務を果たす上でも重要な措置となります。本ガイドラインは、全ての文化財に対して一律に同様の措置を求める趣旨ではありませんが、各文化財の特性や既に設置されている設備の状況、管理体制等や、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して検討し、文化財ごとに万全の防火対策を講じていただきたいと考えています。

さらに、本ガイドラインは、国宝・重要文化財以外の文化財（美術工芸品）を保管する博物館等であっても、その防火対策を検討・実施するに当たって参考とすることができるものであると考えていますので、各地方公共団体の条例に基づいて指定した文化財（美術工芸品）等についても、地域の実情に合わせて活用いただきたいと考えています。

なお、本ガイドラインについては、防火対策を取り巻く状況の変化等に応じ、今後とも必要に応じて、内容の充実を図っていくこととしています。

2．防火対策に関する基本的な考え方（点検事項）

防火対策に関する基本的な考え方を以下に示しています。各項目の実施状況を確認し、特に課題や問題なく実施している事項については、☑を記載してください。☑を記載できないなど課題や問題のある事項が明らかになった場合には、「対応策」欄に今後の対応方針をまとめてください。

2 - 1．防火管理の体制

基本的な考え方

☐防火管理者は「消防計画」を策定し、防火管理上の業務を実施しましょう。

〔参考〕消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 1 条の 2 第 3 項に定める防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項に基づき「防火管理者」を選任し、防火管理者は「消防計画」を策定し、防火管理上必要な業務を実施しなければならないこととされています。

☐防火管理者の選任義務がない場合は、「消防計画」に準じた計画を定めることなど、防火管理上必要な業務を実施しましょう。

☐夜間など職員が少数の場合や常駐者が不在等の場合を想定し、当該状況下でも有効に消火活動等が行えるよう、地域又は関係機関等の協力を得るなど、防火管理の体制を整えましょう。

【対応策】2 - 1 について課題等がある場合、今後の対応策を記入しましょう。

2 - 2．日常管理における火災予防等

基本的な考え方

☐想定される火災の種類や出火原因となり得るものについて予め把握しましょう。

〔参考〕一般可燃物による普通火災が通常想定されますが、例えば、劣化した蛍光灯や配電盤等の電気設備や電気コードの配線からの出火等による電気火災や不審火も考えられます。改めて、劣化の進んだ設備の状況や施設内外の状況を確認し、出火原因となり得るものを把握し、必要に応じて、劣化した電気設備等の更新や配線の状況確認等を進め、出火原因とな

り得るものの削減に努めましょう。

- やむを得ず火気が使用される場合、人員の配置や消火器等の準備等使われる火気の管理をしましょう。
- 喫煙を認めている場合、喫煙可能な場所を定めるなど適切な管理をしましょう。
- 火災の原因となり得る危険物の除去や可燃物の管理を適切に行いましょう。
- 障害物の除去など消火設備等が適切に使用できるよう管理しましょう。
- 巡回、施錠等の警備の体制を整えましょう。
- 避難経路の確保や観覧者の安全管理など火災時の安全対策を予め講じておきましょう。
- 古くなった電気配線や電気設備の点検・更新など、電気火災・漏電火災を防ぐ対策を講じておきましょう。
- 企画展実施時や工事中等の日常管理と異なり、利用者が多い場合等においても、防火設備等の使用上支障が生じないかを事前に確認し防火管理を徹底するとともに、特にやむを得ず火気が使用される場合、上述のとおり、人員の配置や消火器等の準備等使われる火気の管理を行いましょう。

【対応策】 2 - 2 について課題等がある場合、今後の対応策を記入しましょう。

2 - 3 . 設備

2 - 3 - 1 . 警報設備

基本的な考え方

- 消防法令の定めに基づき、警報設備を整備しましょう。
- 夜間等の人がいなくなる時間帯でも、火災時に迅速な対応が可能となるような措置を講じることが検討しましょう。
- 設置している警報設備を定期的に点検し、常に正常に作動する状態を維持しましょう。老朽化が進んでいる設備については設備の更新や改修等を検討しましょう。

〔参考〕警報設備の設置について

● 自動火災報知設備

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する状態としましょう。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等においては、消防法令上の義務がない場合でも国宝・重要文化財の保護の観点から設置することが望まれます。加えて、文化財を保管する建築物への延焼や類焼を防ぐため、必要に応じて、

敷地内の当該建築物に隣接する建築物にも設置し、火災が発生した旨を早期に覚知することが望まれます。

- 漏電火災報知器

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、正常に作動する状態としましょう。また、木造の建築物など漏電火災のリスクが高い場合、消防法令上の義務がない場合でも設置することが望まれます。

- 消防機関へ通報する火災報知設備

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、正常に作動する状態としましょう。また、消防法令上の義務がない場合でも、夜間など職員等が少ないため、初期消火や観覧者の避難誘導、文化財の搬出に時間を要し、消防機関への通報が遅れるおそれがある場合等には、必要に応じて設置することが望まれます。

- 非常警報器具又は非常警報設備

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、正常に作動する状態としましょう。

【対応策】 2 - 3 - 1 について課題等がある場合、今後の対応策を記入しましょう。

2 - 3 - 2 . 消火設備等

基本的な考え方（全て当てはまるか）

- ☐ 法令の定めに基づき、消火設備等を整備しましょう。
- ☐ 屋内消火栓設備にあっては易操作性の設備を設置するなど、職員等が利用できる設備とすることを検討しましょう。
- ☐ 水損による被害が想定される場所にはガス消火設備を設置するなど、文化財の特性等を踏まえた消火設備の設置を検討しましょう。
- ☐ 地震動でスプリンクラーヘッド、配管、消火ポンプ等に損傷を受けないように耐震措置を講じましょう。
- ☐ 設置している消火設備等を定期的に点検し、常に正常に作動する状態を維持しましょう。老朽化が進んでいる設備については設備の更新や改修等を検討しましょう。

〔参考〕消火設備等の設置について

- 消火器又は簡易消火用具

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に利用できる状態としましょう。なお、消火器には水や二酸化炭素、粉末、泡、ハロンなど様々な種

類がありますが、文化財の特性や文化財周辺の環境等を踏まえ、適切な消火器を設置しましょう。例えば、美術工芸品に対して一般可燃用の粉末消火器を使用した場合、粉末は吸湿すると文化財表面に固着して取れなくなるため、できる限り速やかに刷毛で払い落とすなど、乾式清掃が必要となります。美術工芸品の水濡れは避けたいことではありますが、修理作業の観点では、粉末が固着した状態やそれが溶け込んだ状態よりも、単純な水濡れの方が修理作業に有利と考えられるため、初期消火には水消火器等の設置が望まれます。一方、施設等の火災には粉末消火器が有効です。

- 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備

法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する状態としましょう。また、人員数など管理体制の状況に応じた適切な屋内消火栓設備等とすることが望まれます。

- ガス消火設備やスプリンクラー設備等

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する状態としましょう。また、消防法令上の義務がない場合でも、文化財の特性や保管環境に応じて有効に消火を行うことができる場合には、設置することが望まれます。例えば、収蔵庫や展示室等において、スプリンクラー設備等による消火ではかえって美術工芸品をき損するおそれがある場合には、スプリンクラー設備等の設置に代えてガス消火設備等の設置が望まれます。

- 動力消防ポンプ設備（可搬式等含む）

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する状態としましょう。なお、適切な水源の確保に留意してください。

- 消防用水（貯水槽、貯水池等）

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に利用できる状態としましょう。

- 防火戸（防火扉、防火シャッター）・防火ダンパー

建築基準法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する状態としましょう。なお、展覧区画については、文化財の安全とともに、観覧者の安全にも配慮しましょう。

【対応策】 2 - 3 - 2 について課題等がある場合、今後の対応策を記入しましょう。

2 - 3 - 3 . 防犯設備

基本的な考え方

- 文化財に対する放火やき損等を抑制することを目的として設置しましょう。
- 設置している防犯設備を定期的に点検し、常に正常に作動する状態を維持しましょう。老朽化が進んでいる設備については設備の更新や改修等を検討しましょう。
- 夜間等も含め管理の実態に応じた防犯設備としましょう。

【対応策】2 - 3 - 3 について課題等がある場合、今後の対応策を記入しましょう。

2 - 4 . 設備等の点検・消防訓練

基本的な考え方

- 消防法令に基づき設置された上記以外の消防用設備についても、適切に定期点検を実施し、設備の維持管理を行いましょ。また、建築基準法に基づき、建物全体として定期調査の対象となっている場合、適切に定期調査を実施し、建物の維持管理を行いましょ。
- 上記以外の設備についても、法令に準じて定期点検を実施しましょ。
- 文化財防火デー等を利用し、各設備の使用方法的確認や正常に作動するか否かの動作環境の確認も含めて、消防訓練を定期的に実施しましょ。
- 〔参考〕消防訓練にあたっては、夜間や非常勤職員不在時など、職員数が限定され対応が難しいと思われる状況を想定した訓練を実施し、訓練の結果を踏まえて管理体制や防火設備等を見直すことも有益と考えられます。
- 火災時の文化財の救出について、文化財の避難方法の在り方等に関する計画の策定や救出訓練の実施等を行いましょ。

〔参考〕救出計画の策定に当たっては、例えば、文化財周辺の消火方法、緊急時の一時移動先や救出の優先順位、必要人員、役割分担、救出方法、手順等を計画することが考えられます。救出訓練の実施に当たっては、必ずしも現物を使用する必要はなく、適宜模造品等を活用して、方法や手順等を確認することが考えられます。また、救出計画及び救出訓練については、通常の体制での対応を前提とした内容としつつ、夜間など職員数が限定され対応が難しいと思われる状況下での対応も想定に含めることが考えられます。加えて、救出計画の策定や救出訓練の実施に当たって、教育委員会や消防部局との協力体制を構築することが望まれます。なお、これらについて不明な点は、教育委員会や消防部局、文化庁等と適宜相談してください。

【対応策】 2 - 4 について課題等がある場合、今後の対応策を記入しましょう。

2 - 5 . その他

不明点等がある場合、文化庁文化財第一課まで問い合わせてください。また、「美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト」や「文化財保存・管理ハンドブック(美術工芸品編)」((公社)全国国宝重要文化財所有者連盟発行、文化庁文化財部美術学芸課監修)等も適宜参照してください。

- 美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html

世界遺産である史跡等に所在する建造物の防火施設等の緊急状況調査結果
(アンケート調査結果) について

1 . 緊急状況調査について

文化庁は、首里城跡において発生した火災を受けて、我が国の世界遺産となっている史跡等に所在する建造物について、本年 11 月末時点の防火施設等 () の設置状況等について、緊急アンケート調査を実施 (調査対象、回答数、調査項目は別紙参照)。

() 防火施設等とは、自動火災報知設備、消火栓、放水銃等を指す。各建造物の構造、規模、活用方策等により必要となる防火施設等が異なるため、未設置の建造物であっても必ずしも防火施設等の設置が必要ないものもあると考えられる。

2 . 調査結果の主な内容

(1) 火災についての潜在的な危険性

世界遺産となっている史跡等の構成要素の建造物 590 棟 (約 9 割)、復元建造物 50 棟 (約 9 割) が全部又は一部木材等の可燃材で建てられ、火災の潜在的危険性が高いと見られる状況を確認。

(2) 自動火災報知設備等の設置状況等

世界遺産となっている史跡等の構成要素の建造物 423 棟 (約 7 割)、復元建造物 30 棟 (約 5 割) で自動火災報知設備等を設置。そのうち、少なくとも史跡等の構成要素となっている建造物 80 棟、復元建造物 5 棟で自動火災報知設備の設置後 30 年以上経過。

(3) 消火施設等の設置状況等

世界遺産となっている史跡等の構成要素の建造物 452 棟 (約 7 割)、復元建造物 39 棟 (約 7 割) で消火器等の消火用具以外の消火施設等を設置。そのうち、少なくとも史跡等の構成要素となっている建造物 144 棟、復元建造物 4 棟で消火施設等の設置後 30 年以上経過。

3 . 今後の対策について

(1) 復元された歴史的建造物等にも対象を拡大した「(改訂) 国宝・重要文化財(建造物) 等の防火対策ガイドライン」を文化財所有者や地方公共団体等に提供。

(2) 必要となる防火施設等は建造物の構造、規模、活用方策等によって異なるため、防火対策ガイドラインを踏まえた点検の実施や、点検結果に基づき必要となる防火施設等について指導・助言を行い整備を促すとともに、世界遺産となっている史跡等に所在する建造物の防火施設等の整備について、重点的に補助を実施することで防火体制を確立していく予定。

1. 緊急状況調査（アンケート調査）の対象・回答数（令和元年11月29日時点）

	調査対象	回答状況・回収率
世界遺産	18件（1）	18件・100.0%
構成資産	183件（2）	182件・99.5%

1：世界遺産のうち、「ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 - 」を除いて調査対象としている（以前の国宝・重要文化財の調査で確認済みであり、2に該当する構成資産も存しない。）

2：世界遺産の構成資産（225件）のうち、文化財保護法による保護対象外や重要文化財（建造物）等を除く、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区を調査対象（183件）としている（複数の文化財類型が重複している場合は1件として調査。）

3：構成資産について、以下の分類により調査している。

- （1）史跡名勝天然記念物及び重要文化的景観の構成要素となっている建造物：633棟
- （2）史跡名勝天然記念物上に設置されている復元建造物：55棟
- （3）地方公共団体が関わっている世界遺産のビジターセンター：66棟
- （4）重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観の構成要素となっている集落：32地区

2. 主な調査項目

建造物の形式	・ 建造物の形式等（構造、屋根、外壁）
防火施設等の現状	・ 自動火災報知設備等の設置状況等 ・ 消火用具の設置状況等 ・ 消火施設等の設置状況等

世界遺産である史跡等に所在する建造物の防火施設等の 緊急状況調査結果（アンケート調査結果）について

令和元年 1 2 月 2 3 日



緊急状況調査 について

【はじめに】

文化庁では令和元年10月に発生した首里城跡の火災を受けて、緊急状況調査（アンケート調査）（以下「本調査」という。）を実施いたしました。

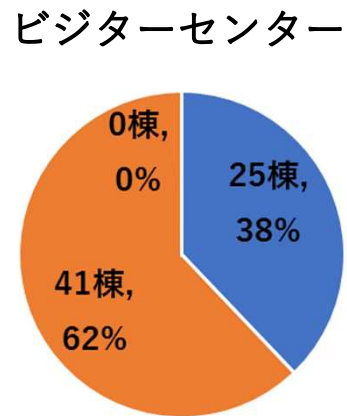
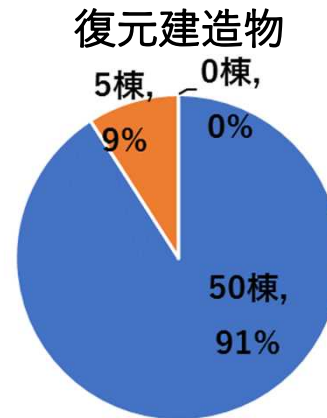
実施期間	令和元年11月15日（金）～令和元年11月29日（金）
調査の目的	世界遺産となっている史跡等に所在する建造物の防火施設等（ 1 ）の設置状況等の現状を把握し、施設等について確認・点検することを目的として実施
調査方法	文化庁から都道府県を通じて市町村に依頼
対象者	世界遺産に登録されている構成資産の存する市町村
調査対象	世界遺産となっている史跡等に所在する建造物（令和元年11月29日時点） ＜世界遺産＞（ 2 ） 18件の回答率 100% ・ 18件 （構成資産）（ 3 ） 183件の回答率 99.5% ・ 182件 【史跡等の建造物】（ 4 ） 633棟 【復元建造物】（ 5 ） 55棟 【ビクターセンター】（ 6 ） 66棟 【重伝建等】（ 7 ） 32地区

- （ 1 ）自動火災報知設備、消火栓、放水銃等を指す。各建造物の構造、規模、活用方策等により必要となる防火施設等が異なるため、未設置の建造物であっても必ずしも防火施設等の設置が必要ないものもあると考えられる。
- （ 2 ）世界遺産のうち、「ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 - 」を除いて調査対象としている（以前の国宝・重要文化財の調査で確認済みであり、（ 3 ）に該当する構成資産も存しない。）。
- （ 3 ）世界遺産の構成資産（225件）のうち、文化財保護法による保護対象外や重要文化財（建造物）等を除く、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区を調査対象（183件）としている（複数の文化財類型が重複している場合は1件として調査。）。
- （ 4 ）史跡名勝天然記念物及び重要文化的景観の構成要素となっている建造物を調査対象としている。
- （ 5 ）史跡名勝天然記念物上に設置されている復元建造物を調査対象としている。
- （ 6 ）地方公共団体が関わっている世界遺産のビクターセンターを調査対象としている。
- （ 7 ）重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観の史跡等の建造物となっている集落を調査対象としている。
- （ 8 ）本調査では、土堀等の土木工作物、石塔、石鳥居等の石造物等の防火対策を講じる必要のない建造物を除き調査対象としている。

建造物の形式

1. 火災の危険性

Q 建造物に可燃材が使用されていますか。

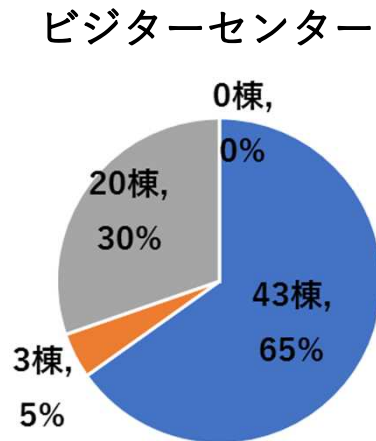
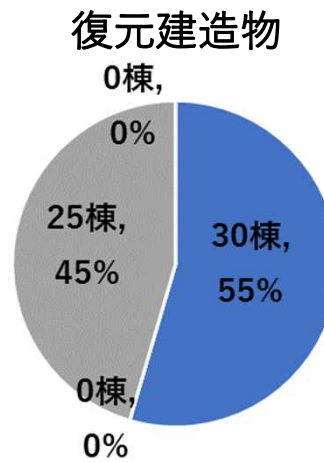
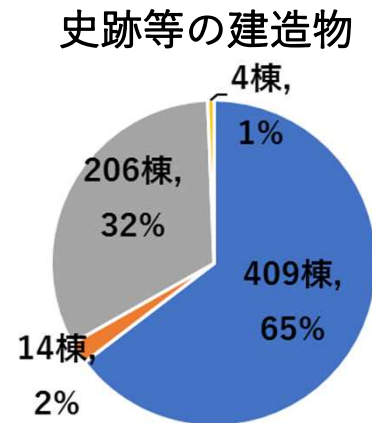


() 「可燃材」とは構造形式が木造や屋根、外壁が木、茅等の植物性材等、「不燃材」とは、構造形式が鉄骨造や屋根、外壁が瓦、モルタル等。 3

防火施設等の現状

1 . 自動火災報知設備等

Q 自動火災報知設備等は設置していますか。



■ 自動火災報知設備
■ 住宅用火災報知器
■ 未設置
■ 未記入

防火施設等の現状

Q 自動火災報知設備が設置された時期について

史跡等の建造物

409棟のうち、少なくとも80棟が自動火災報知設備の設置後30年以上経過しており、自動火災報知設備の設置後30年未満についても少なくとも6棟について、一部に不具合を申告するものがある。

設置時期 不明：2棟、未記入：20棟 設置後30年未満の不具合の有無 未記入：154棟

復元建造物

30棟のうち、少なくとも5棟が自動火災報知設備の設置後30年以上経過しており、自動火災報知設備の設置後30年未満についても少なくとも4棟について、一部に不具合を申告するものがある。

設置時期 不明：2棟、未記入：1棟 設置後30年未満の不具合の有無 未記入：2棟

ビジターセンター

43棟のうち、少なくとも8棟が自動火災報知設備の設置後30年以上経過しており、自動火災報知設備の設置後30年未満についても少なくとも1棟について、一部に不具合を申告するものがある。

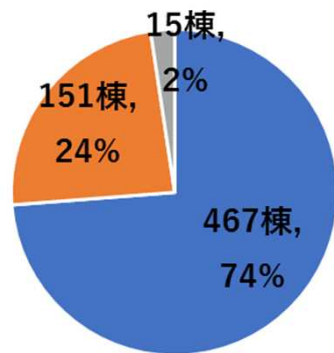
設置時期 不明：2棟 設置後30年未満の不具合の有無 未記入：3棟

防火施設等の現状

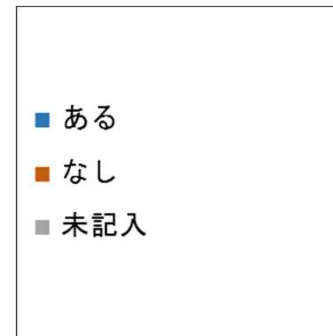
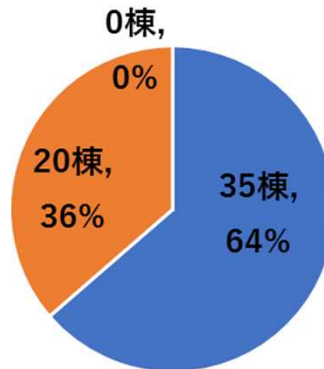
2 . 消火用具

Q 消火用具を設置していますか。

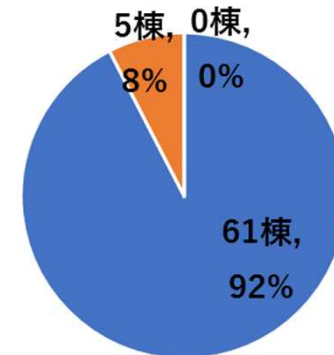
史跡等の建造物



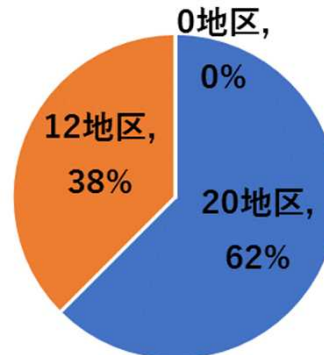
復元建造物



ビクターセンター



重伝建等



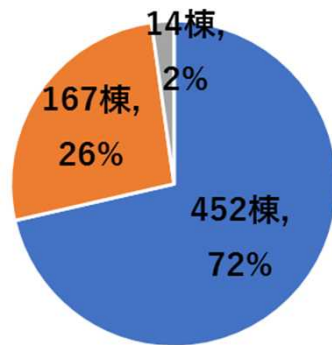
() 「消火用具」とは消火器や水バケツ等の簡易消火用具。

防火施設等の現状

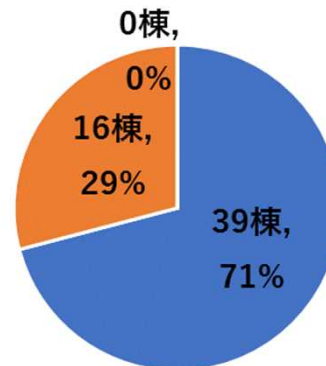
3 . 消火施設等

Q 屋内又は屋外に消火用具以外の消火施設等がありますか。

史跡等の建造物

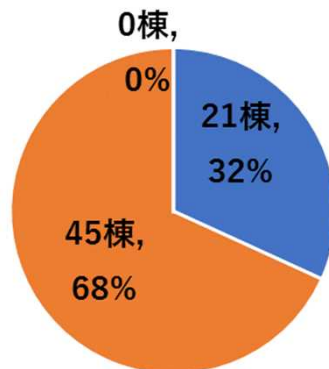


復元建造物

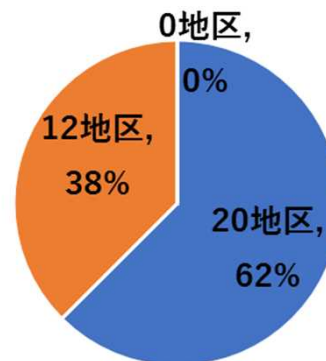


■ ある
■ なし
■ 未記入

ビジターセンター



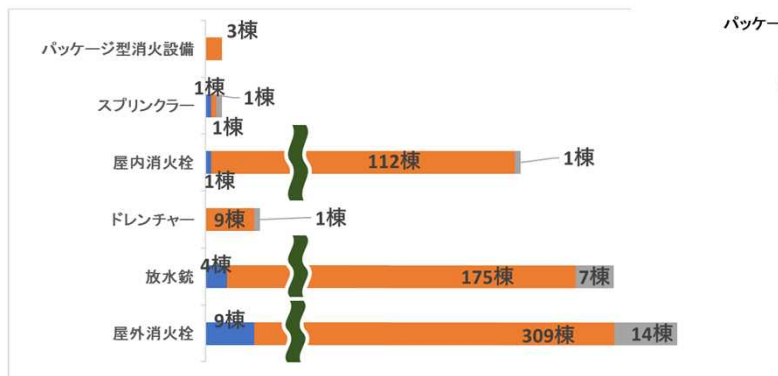
重伝建等



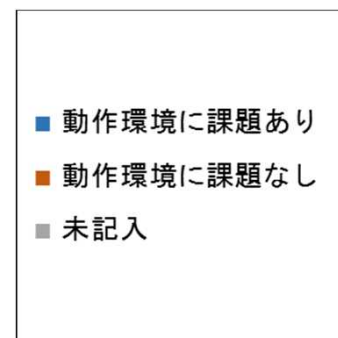
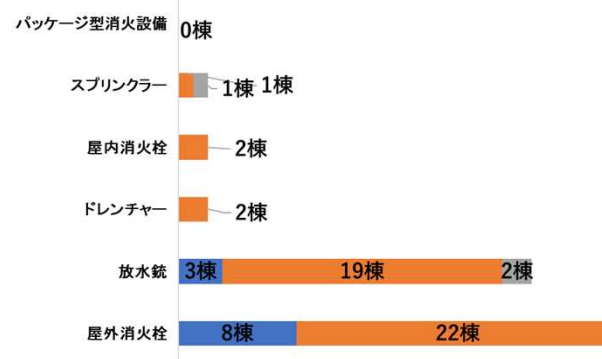
防火施設等の現状

Q （屋外、屋内に消火施設等が設置されている場合）その種類と動作環境についてお答えください。

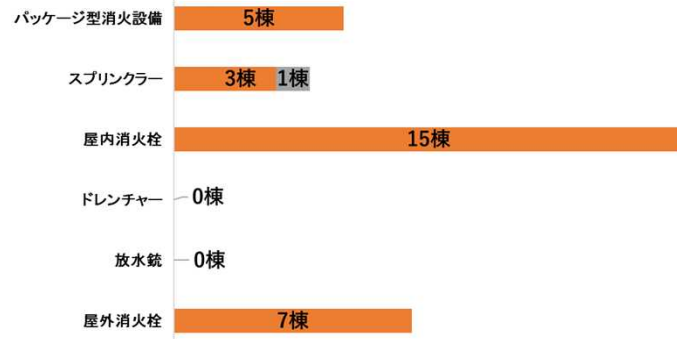
史跡等の建造物



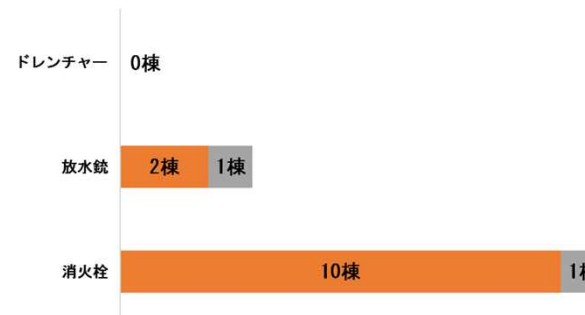
復元建造物



ビクターセンター



重伝建等



注1) 「パッケージ型消火設備」とは、屋内消火栓に代わるもので、人間の操作によってホースを延ばして消火薬剤を放射して消火する消火設備で、大型の消火器のような形をしています。

注2) 「ドレンチャー」とは火災による延焼を防ぐため、ノズルから放水して水幕を張り、もらい火による延焼を防ぐものです。

防火施設等の現状

Q 消火施設等が整備された時期について

史跡等の建造物

452棟のうち、少なくとも144棟が防火施設等の整備後30年以上経過しており、防火施設等の整備後30年未満についても少なくとも7棟について、一部に不具合を申告するものがある。

設置時期 不明：29棟、未記入：14棟 設置後30年未満の不具合の有無 未記入：10棟

復元建造物

39棟のうち、少なくとも4棟が防火施設等の整備後30年以上経過しており、防火施設等の整備後30年未満についても少なくとも8棟について、一部に不具合を申告するものがある。

設置時期 不明：3棟 設置後30年未満の不具合の有無 未記入：2棟

ビジターセンター

21棟のうち、少なくとも5棟が防火施設等の整備後30年以上経過している。

設置時期 不明：1棟、未記入：1棟

重伝建等

20地区のうち、少なくとも9地区が防火施設等の整備後30年以上経過している。

設置時期 不明：1地区